



大分市住生活基本計画



令和 5 年 3 月

大分市

近年、少子高齢化の急速な進展や頻発・激甚化する自然災害、脱炭素社会に向けた取組等により住生活を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、国においては令和3年3月に「住生活基本計画（全国計画）」、大分県においては令和4年3月に「大分県住生活基本計画」の見直しが行われたところです。

本市では、これまで「大分市住宅マスタープラン」に基づき、様々な住宅施策を展開してまいりましたが、前回の平成29年3月の改定以来6年が経過し、社会情勢が変化する中、国及び県の計画と整合性を図るとともに、本市の住宅施策を取り巻く現状と課題に対応するため、現行の「大分市住宅マスタープラン」の見直しを行い、名称も新たに「大分市住生活基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「笑顔輝く持続可能な住生活の実現」を基本理念とし、今後10年間の住宅政策を「居住者」「地域」「住宅・産業」の3つの視点から基本目標を定め、6つの基本施策のもと関連する事業を実施することとしております。

今後は、本計画に基づき、大分市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に向けて取り組んでまいりますので、市民や事業者、関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたりご尽力をいただきました「大分市住生活基本計画策定検討委員会」の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントを通じて貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

大分市

大分市住生活基本計画

－目次－

1章 計画の概要	1
1-1 計画見直しの背景と目的	1
1-2 本計画の位置付け	2
1-3 本計画の計画期間	2
2章 現状と課題	3
2-1 本市の住生活をとりまく現状	3
2-1-1 人口・世帯等の状況	3
2-1-2 住宅等の状況	10
2-1-3 住宅地や災害リスクの状況	15
2-2 本市の住生活の課題	21
3章 基本的な方針	23
3-1 基本理念	23
3-2 視点と基本目標	23
4章 基本施策	26
4-1 すべての市民が輝く住生活・住環境の実現(基本目標Ⅰ)	28
4-2 安心・安全で魅力あるまちづくり(基本目標Ⅱ)	32
4-3 次世代につなぐ持続可能な住まいづくり(基本目標Ⅲ)	34
5章 計画の推進方策	38
5-1 連携体制の構築	38
5-2 進捗管理体制	38
5-3 成果指標	39

1章 計画の概要

1-1 計画見直しの背景と目的

国は平成18年6月、国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活基本法を施行し、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として同年9月に「住生活基本計画（全国計画）」を策定し、おおむね5年毎に見直しを行ってきました。

本市においても、少子高齢化の進展や都市構造の変化への対応、また市民ニーズの多様化に対応した住宅供給及び住宅整備を進めるために、「大分市住宅マスタープラン」を平成11年3月に策定しました。その後も、国や県の計画改定を踏まえて、平成22年3月及び平成29年3月に計画の見直しを行い、さまざまな住宅施策に取り組んできたところです。

令和3年3月に改定された「住生活基本計画（全国計画）」では、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした「新たな日常」やDXの進展等に対応した住まいの実現、頻発・激甚化する災害に備えた安全な住宅及び住宅地の形成と被災者の住まいの確保、脱炭素社会の実現に向けた取組、子どもを産み育てやすい住環境の整備等を掲げています。この改定を踏まえ、令和4年3月に見直された「大分県住生活基本計画」では、国の住生活基本計画を反映させつつ、住宅確保要配慮者への対応や脱炭素社会の実現、「新たな日常」に対する住宅ニーズの実現、高経年マンションの管理の適正化等について計画がなされています。

本計画は、国や県の住生活基本計画との整合性を図るとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢の変化や本市の抱える住生活の課題に対応することを目的に見直しを行います。また、名称を「大分市住生活基本計画」に改めます。

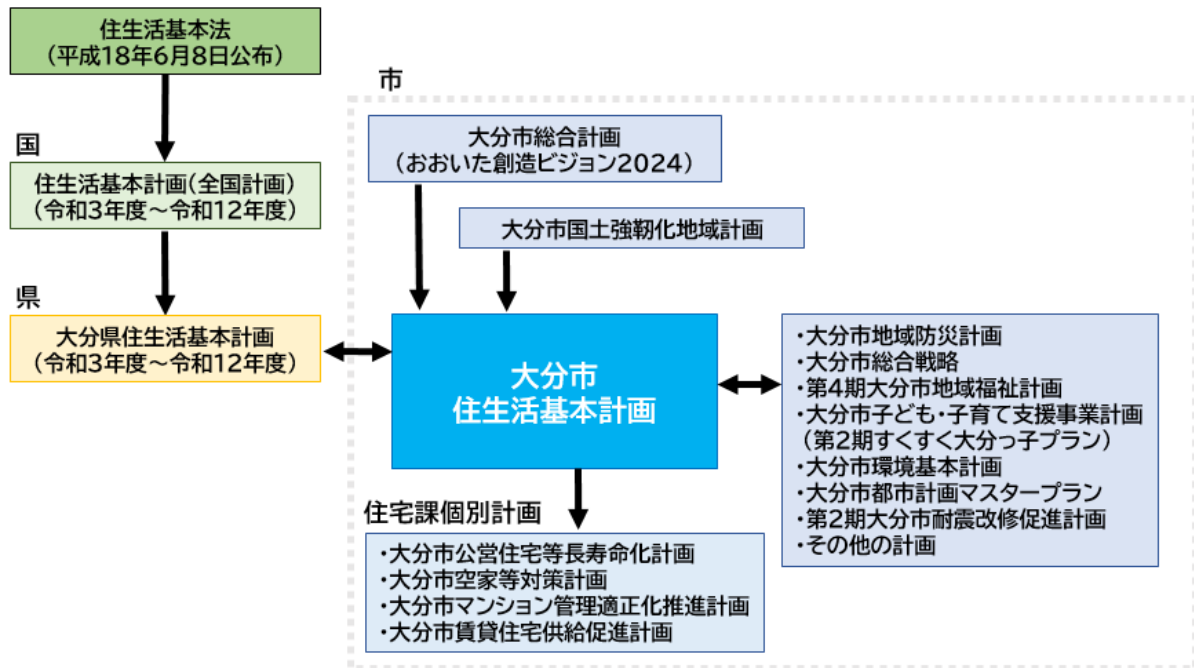
■計画策定と見直しの履歴

策定・見直し年月	計画策定と見直しの履歴
平成11年3月	策定
平成22年3月	見直し
平成29年3月	見直し
令和5年3月	見直し

1-2 本計画の位置付け

住生活基本法に基づき策定された「住生活基本計画（全国計画）」及び「大分県住生活基本計画」と整合性を図ることとし、「大分市総合計画（おおいた創造ビジョン2024）」を上位計画としています。

■本計画の位置付け



1-3 本計画の計画期間

計画期間は次のとおりとし、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を考慮し、おおむね5年程度で見直しを検討します。

■本計画の計画期間

令和5年度から10年間（目標年度：令和14年度）

2章 現状と課題

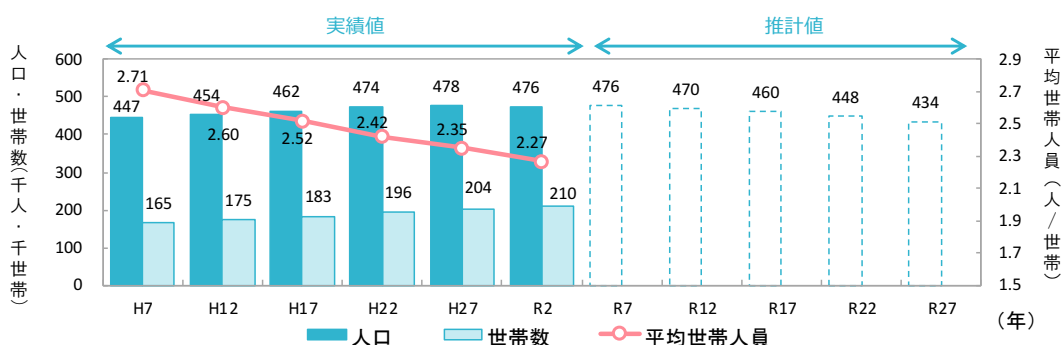
2-1 本市の住生活を取りまく現状

2-1-1 人口・世帯等の状況

(1) 人口と世帯の状況

・人口は平成27年をピークに減少していますが、世帯数は増え続けており、1世帯当たりの世帯人員は減少しています。

■大分市の人口・世帯数の推移

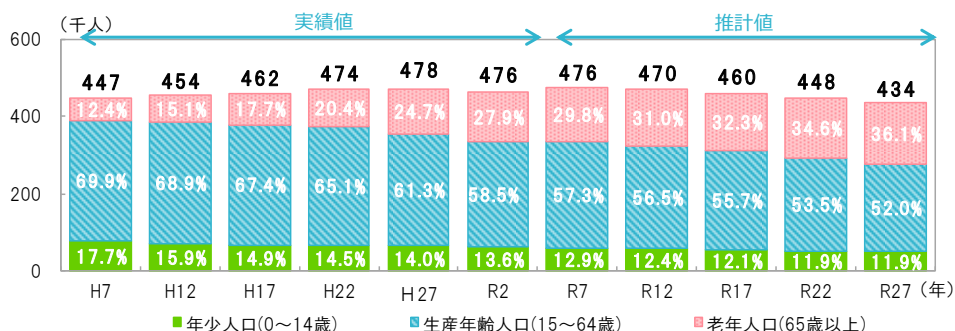


資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30年国立社会保障・人口問題研究所推計）

(2) 高齢化、少子化

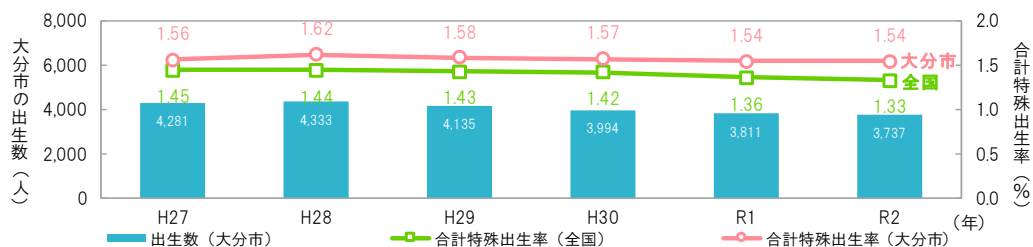
・年少人口は減少し、老年人口は増加し続けています。
 ・出生率は直近5年で大きな変化はないものの、出生数は減少し続けています。

■年齢3区分別の人口推移



資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30年国立社会保障・人口問題研究所推計）

■出生数・合計特殊出生率の推移

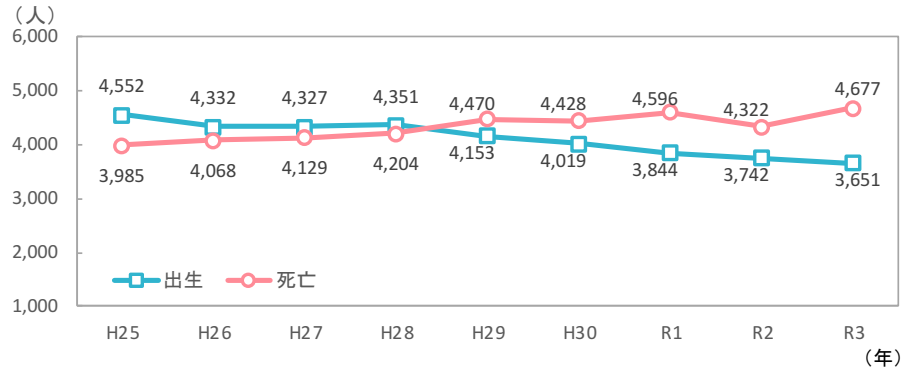


資料：大分市統計年鑑、人口動態統計（厚生労働省）

(3) 人口動態

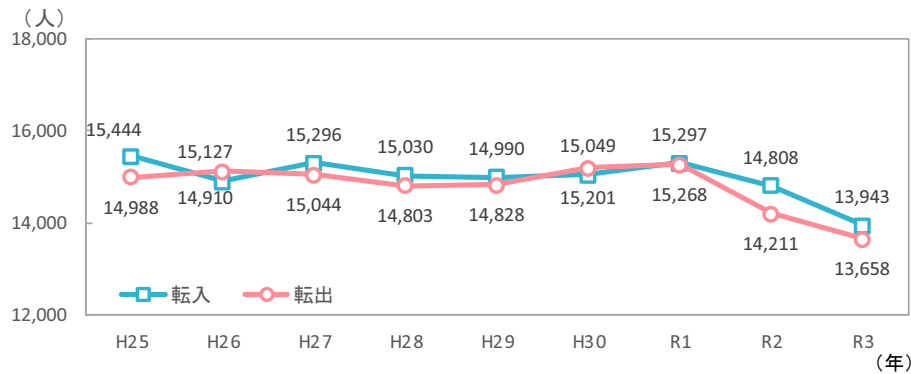
- ・自然動態をみると、平成29年に死亡数が出生数を上回り、自然減が続いています。
- ・社会動態は、令和2年以降、転出者数、転入者数ともに大きく減少しています。
- ・年齢別社会動態をみると、令和2年以降30歳以上は転入超過になっています。

■自然動態の推移



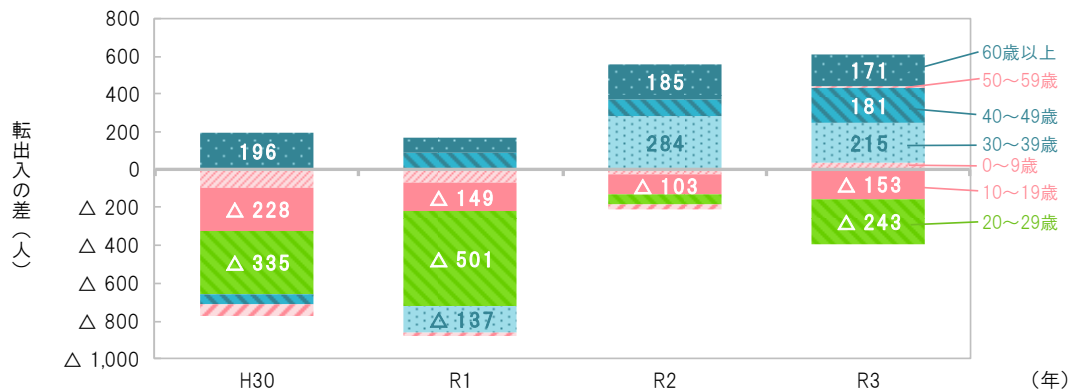
(各年1月～12月の合計値) 資料：大分市統計年鑑

■社会動態の推移



(各年1月～12月の合計値) 資料：大分市統計年鑑

■年齢別社会動態



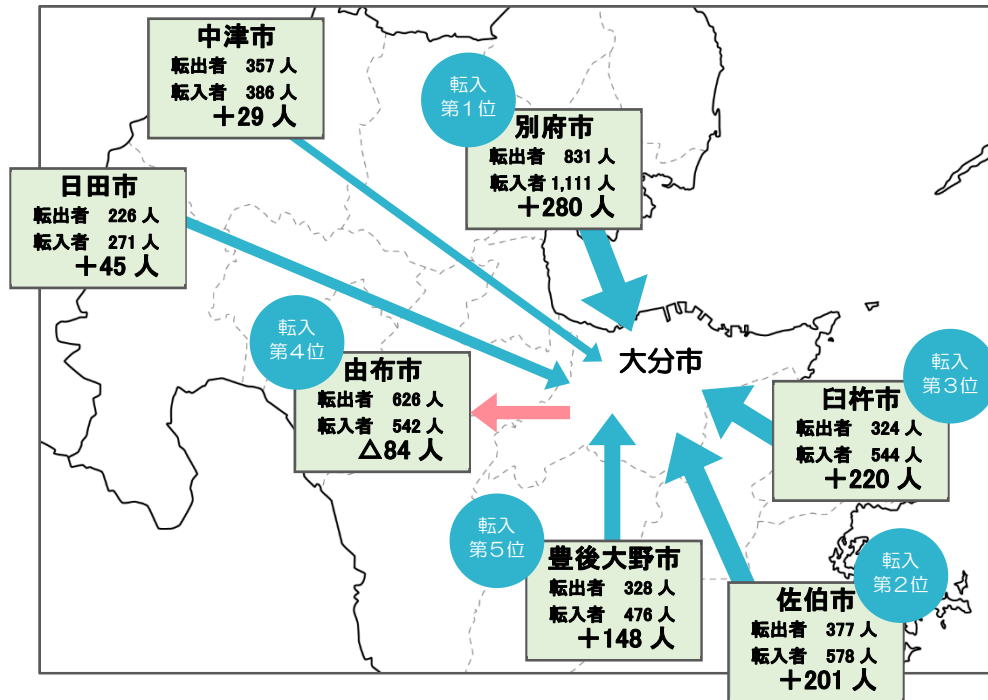
(各年1月～12月の合計値) 資料：住民基本台帳人口移動報告

(4) 人口移動の状況

① 大分県内他市町村との人口移動の状況

・大分県内の他市町村との人口移動は、転入・転出・転入超過数ともに別府市が最も多い状況です。一方、由布市に対しては、転出超過となっています。図に示す以外の市町村は、大分市への転入超過となっています。

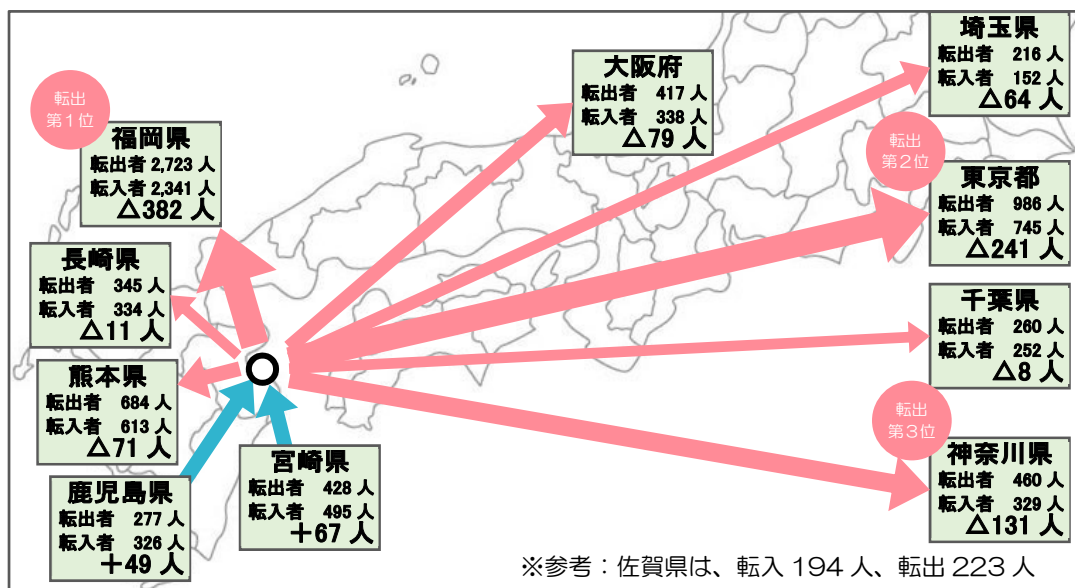
■大分県内他市町村との人口移動の状況（R3年度）



② 県外との人口移動の状況

・大分県外との人口移動は、転入・転出ともに福岡県が最も多い状況です。全体では、転出超過の状態が続いています。

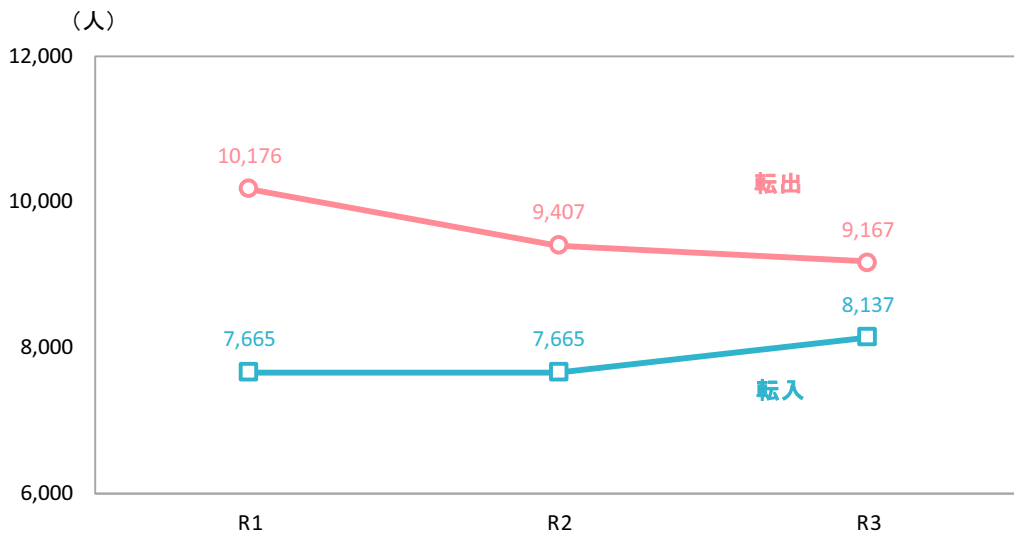
■県外との人口移動の状況（R3年度）



③ 県外との人口移動の推移（大分市から県外への転出・県外からの転入）

・大分市から県外に対する転出入の推移をみると、転出数が減少する一方、転入数が増加しており転出超過幅は縮小しています。

■大分市から大分県外に対する転出入の状況



	転出			転入		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3
東京都	1,147	1,035	986	679	705	745
大阪府	405	452	417	311	322	338
福岡県	2,878	2,665	2,723	2,320	2,320	2,341
その他県外	5,746	5,255	5,041	4,355	4,318	4,713
合計	10,176	9,407	9,167	7,665	7,665	8,137

(各年1月～12月の合計値) 資料：住民基本台帳人口移動報告

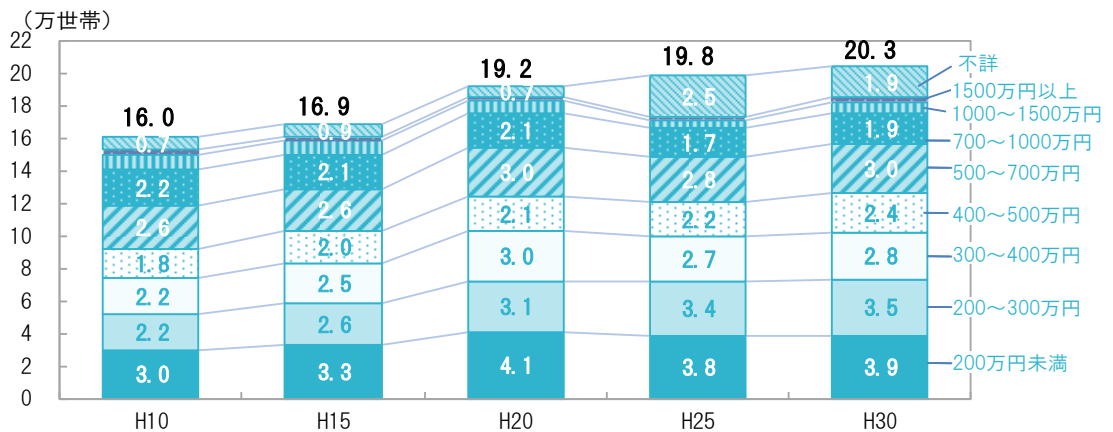
(5) 住宅確保要配慮者の状況

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）及び施行規則で定められた住宅確保要配慮者は、下記に示す方で賃貸住宅への入居が困難な方です。

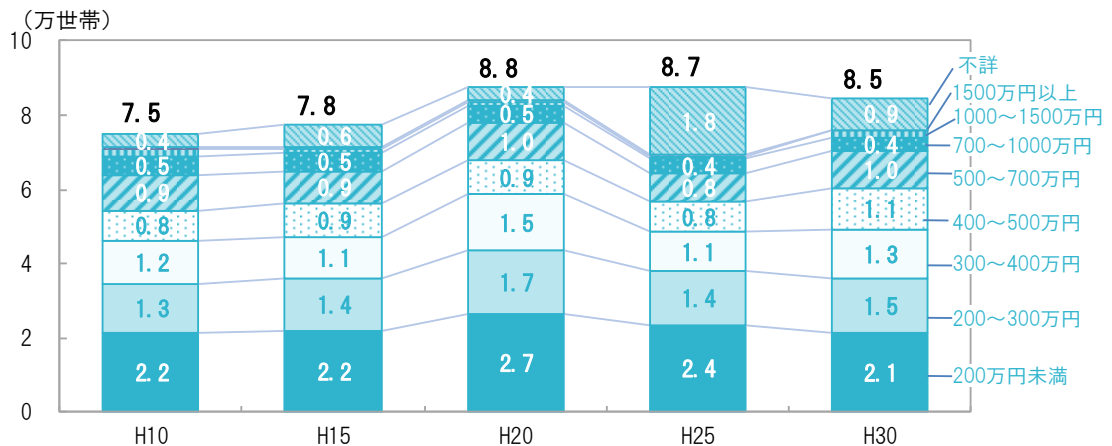
- ・低額所得者：月収（政令月収）15万8千円以下の世帯
- ・被災者：発災後3年以内（東日本大震災は除く）
- ・高齢者
- ・障がい者
- ・子育てしている者：子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう）を養育している者
- ・外国人等、中国残留邦人、児童虐待、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、生活困窮者、矯正施設退所者など

- ・平成30年の年収200万円未満の世帯は約3.9万世帯で、そのうち2.1万世帯が借家に住んでいます。
- ・高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯は、世帯数、割合ともに増加しています。
- ・子育て世帯は世帯数、割合ともに減少しています。

■収入階級別の世帯数の推移

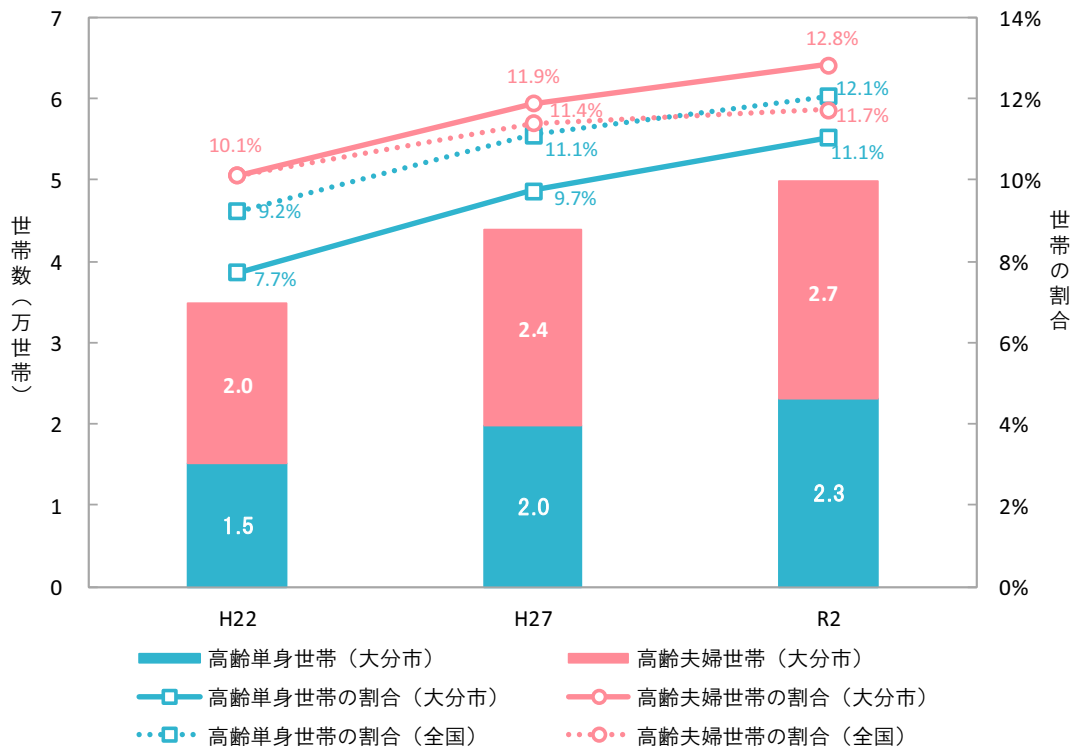


■収入階級別の借家に住む世帯数の推移

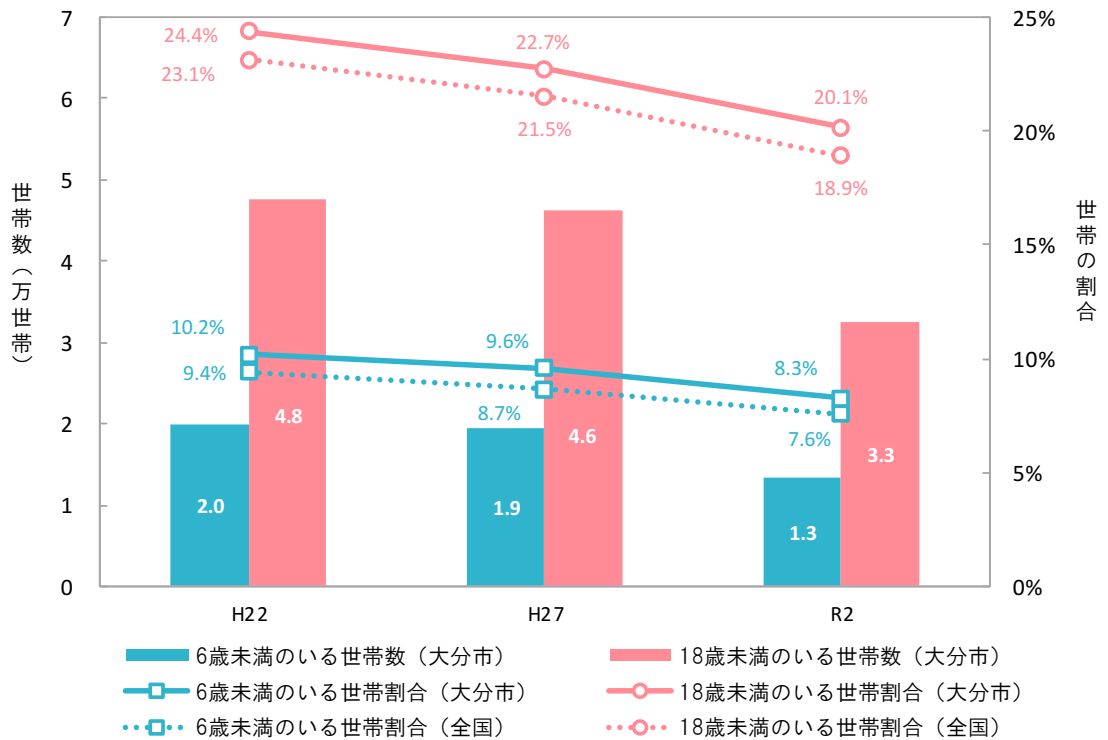


資料：住宅・土地統計調査

■高齢单身、高齢夫婦世帯数の推移



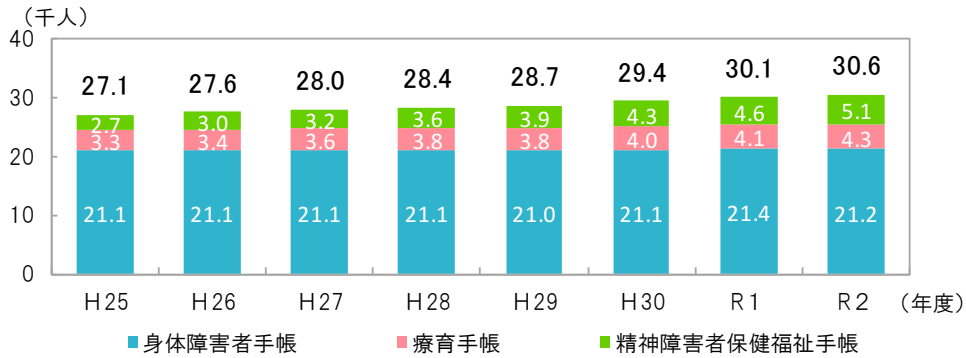
■子育て世帯数の推移



資料：国勢調査

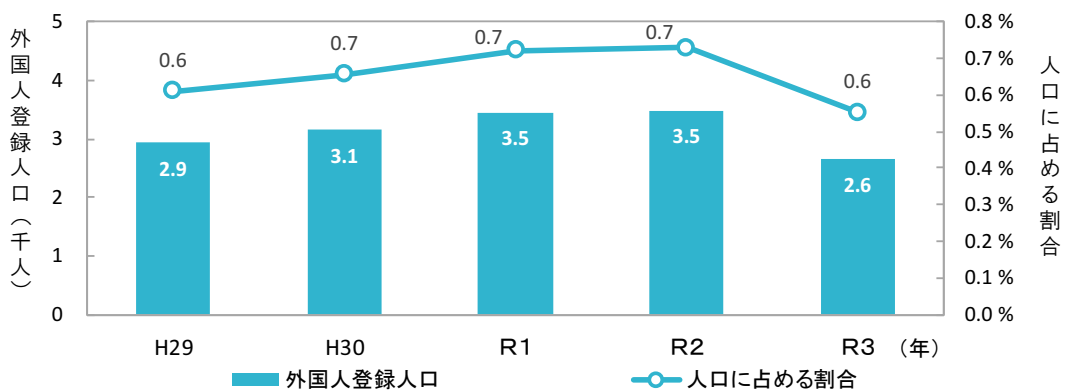
- ・ 障害者手帳所持者数は毎年増加しています。
- ・ 外国人人口は、年々増加していましたが、令和3年度に減少に転じています。
- ・ 借家に居住する住宅確保要配慮者は、今後7万世帯程度で推移すると見込まれています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：大分市の福祉と保健（令和3年度版）

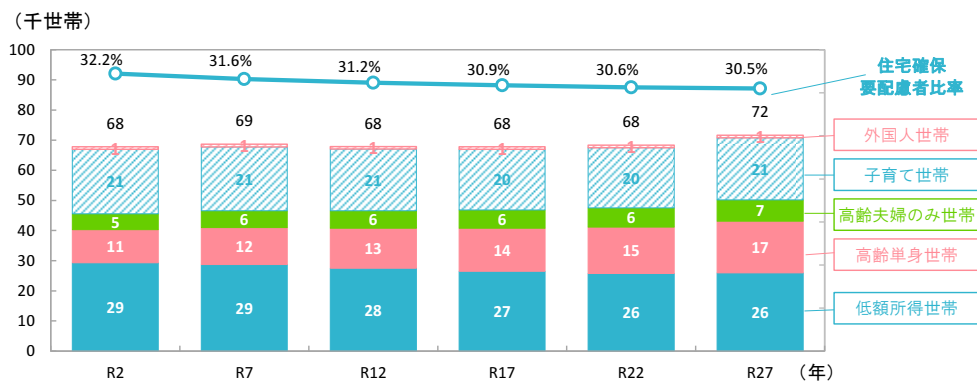
■外国人登録人口の推移



各年1月～12月の合計値／住民基本台帳に基づく外国人人口のため、国勢調査による外国人数とは異なる。

資料：大分市統計年鑑

■借家に居住する住宅確保要配慮者の将来推計



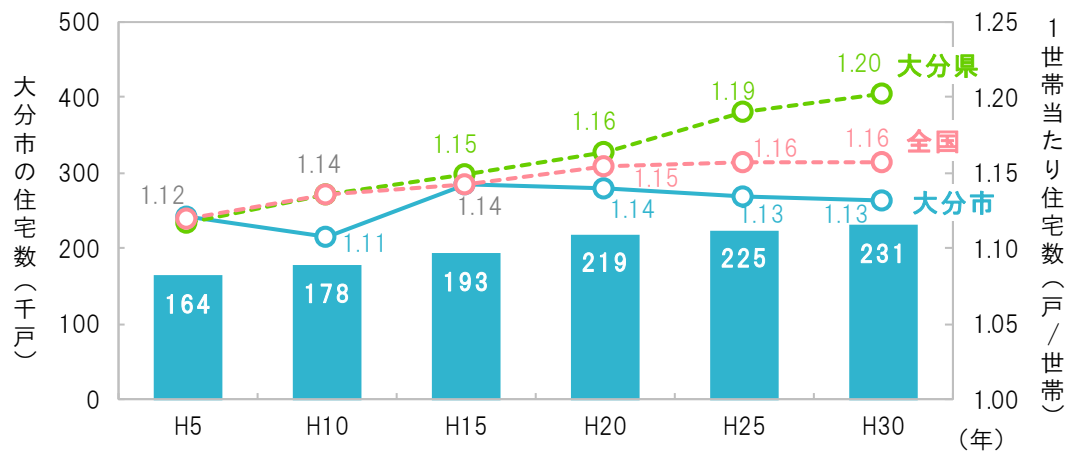
資料：住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムによる推計結果

2-1-2 住宅等の状況

(1) 住宅数と空き家数

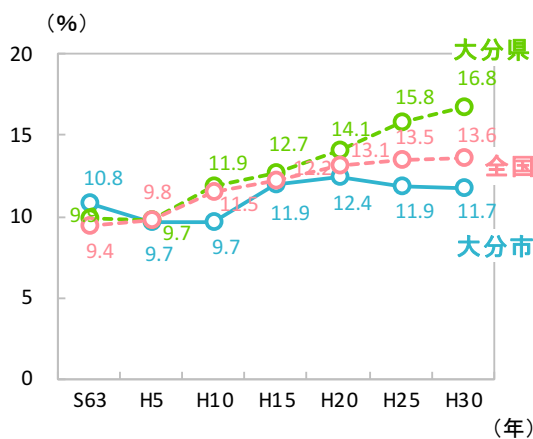
- ・平成30年の総住宅数は約23.1万戸、総世帯数は約20.3万世帯、1世帯当たりの住宅数は1.13戸で、住宅が余っている状況となっています。
- ・平成30年の空き家率は11.7%で、「居住目的のない空き家」は約9,000戸（空き家のうち約3割）を占めています。

■総住宅数及び世帯数

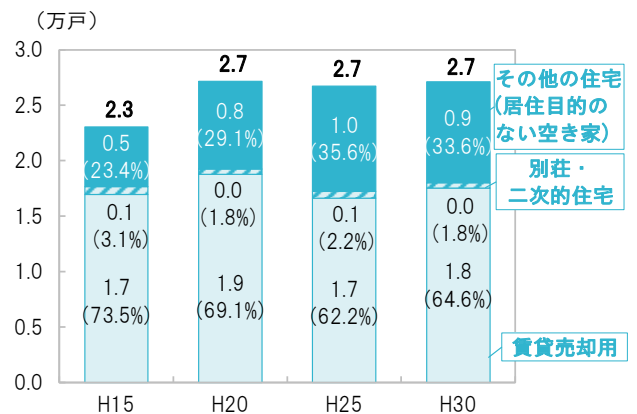


資料：住宅・土地統計調査

■空き家率の推移



■空き家の種類別戸数推移

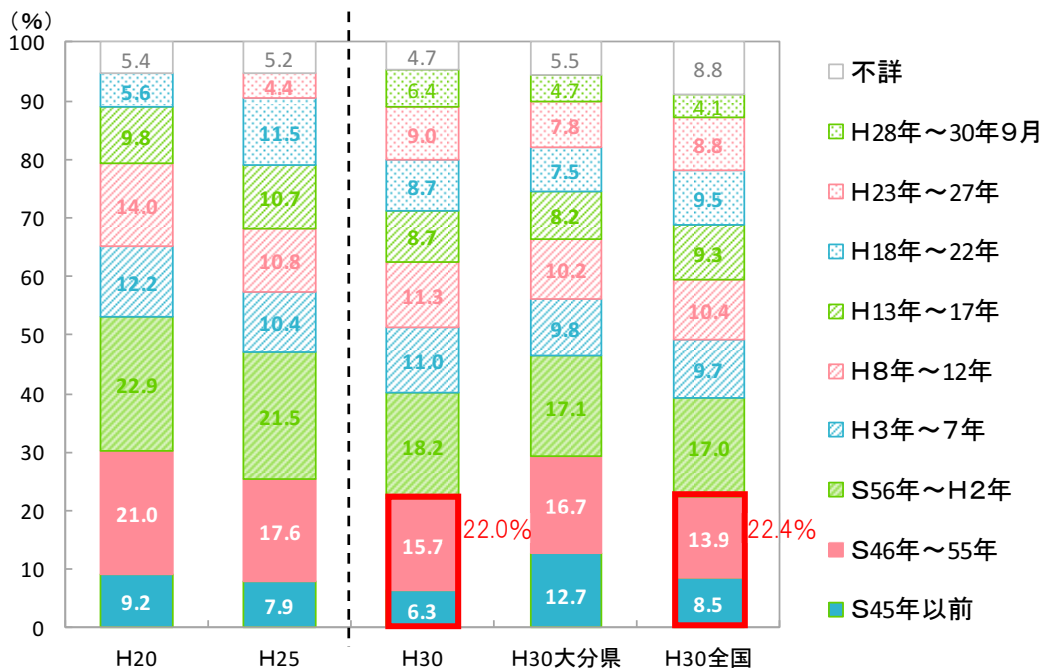


資料：住宅・土地統計調査

(2) 住宅の建築時期

- ・全国や大分県に比べ、比較的新しい住宅の割合が高いものの、昭和55(1980)年以前の住宅が約5万戸(H30)、全体の2割(H30)程度は耐震性の高くない住宅の可能性があります。

■ 建築時期別住宅割合

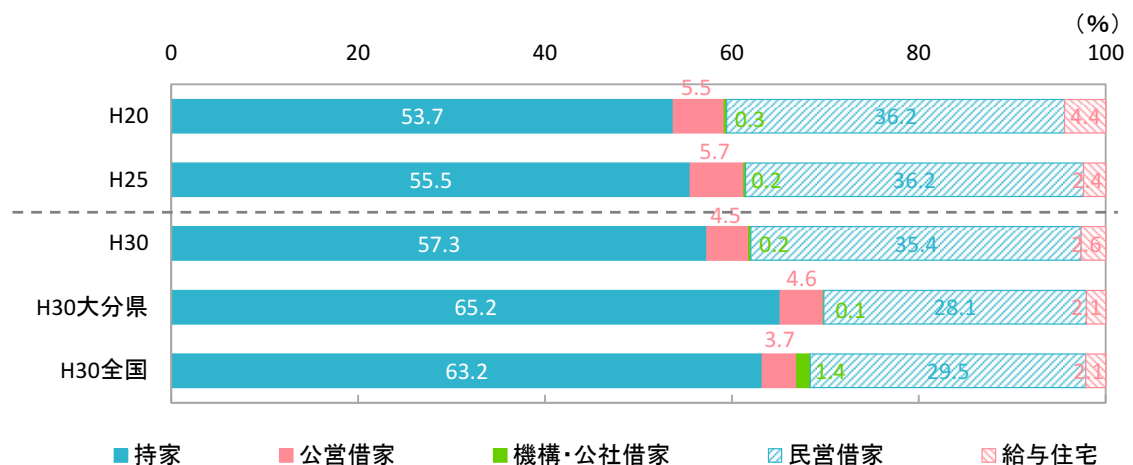


資料：住宅・土地統計調査

(3) 住宅の所有関係

- ・本市は全国に比べて持ち家率が57.3%と低く、公営借家が4.5%、民営借家が35.4%と、借家に住む世帯の割合が高くなっています。

■ 所有関係別構成比推移 (所有関係不明除く)

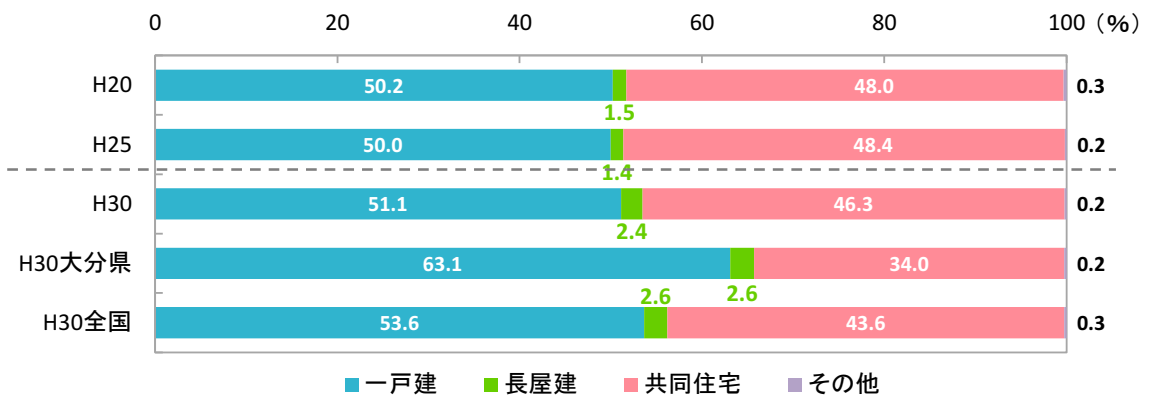


資料：住宅・土地統計調査

(4) 住宅の建て方、マンションの状況

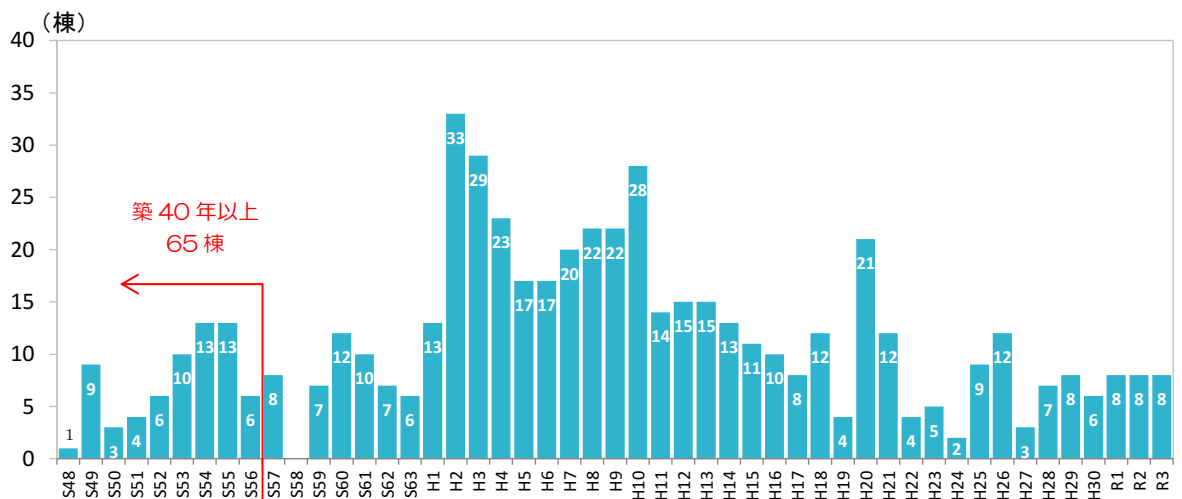
- ・住宅の建て方は一戸建が半数以上を占めるものの、全国、大分県に比べて割合が低く、共同住宅の割合は全国、大分県を上回っています。
- ・令和4年1月1日現在、554棟25,359戸の分譲マンションがあります。そのうち、住棟数の1割強は築40年以上を経過しています。

■建て方別住宅割合



資料：住宅・土地統計調査

■建築年度別マンション棟数

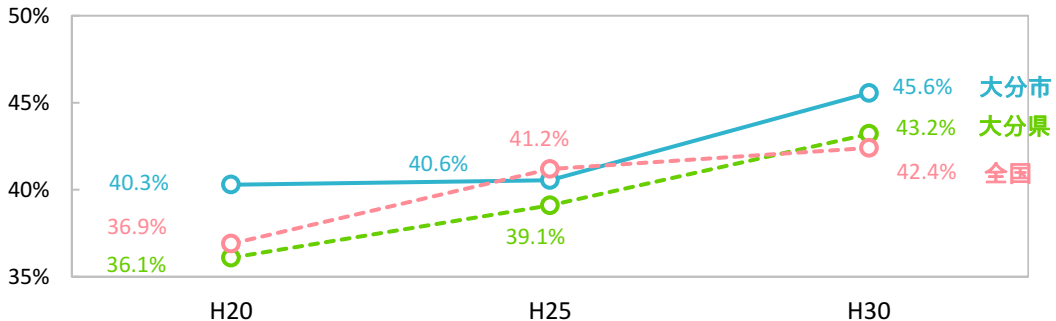


資料：大分市

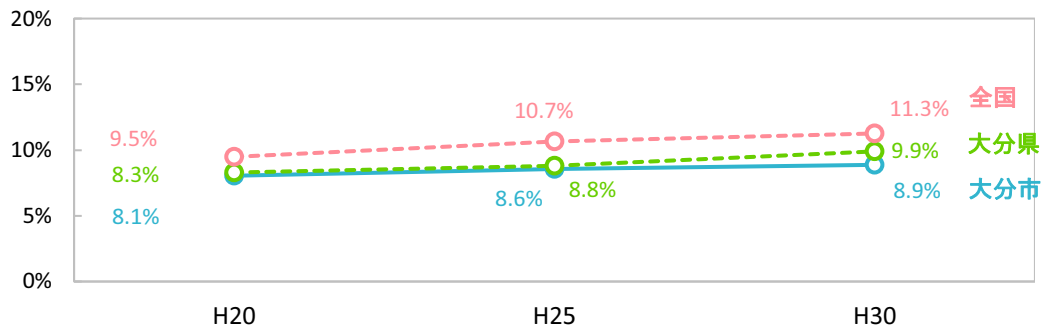
(5) バリアフリー化の状況

- ・高齢者の居住する住宅で一定のバリアフリー化^{※1}がなされている世帯は45.6%ですが、高度のバリアフリー化^{※2}がなされている世帯は8.9%となっています。

■高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率



■高齢者の居住する住宅の高度のバリアフリー化率



※1 一定のバリアフリー：手すり2ヶ所以上または段差のない屋内

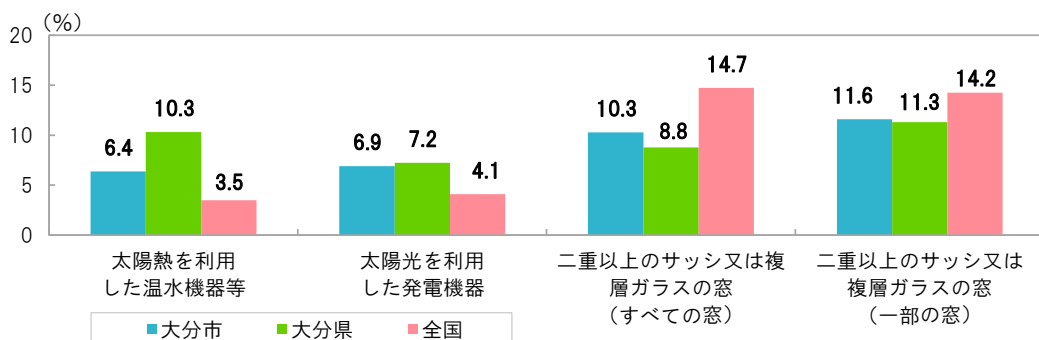
※2 高度のバリアフリー：手すり2ヶ所以上、段差のない屋内、廊下などの幅が車椅子で通行可能（すべてに対応）

資料：住宅・土地統計調査（全国、大分県は国交省特別集計結果）

(6) 省エネルギー化の状況

- ・太陽熱を利用した温水機器等がある割合は全国を上回り、大分県を下回っています。太陽光を利用した発電機器がある割合は全国を上回り、大分県と同等です。二重サッシ又は複層ガラスの窓がある割合は全国を下回り、大分県とほぼ同等です。

■省エネルギー設備の設置状況

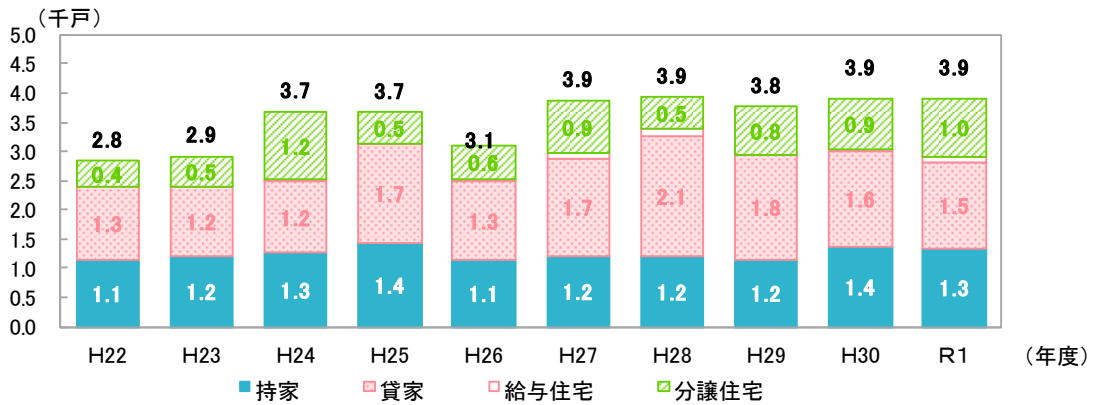


資料：住宅・土地統計調査

(7) 住宅着工の状況

・住宅着工数は、毎年 3,900 戸程度で推移しています。

■住宅着工戸数（利用関係別）（大分市）

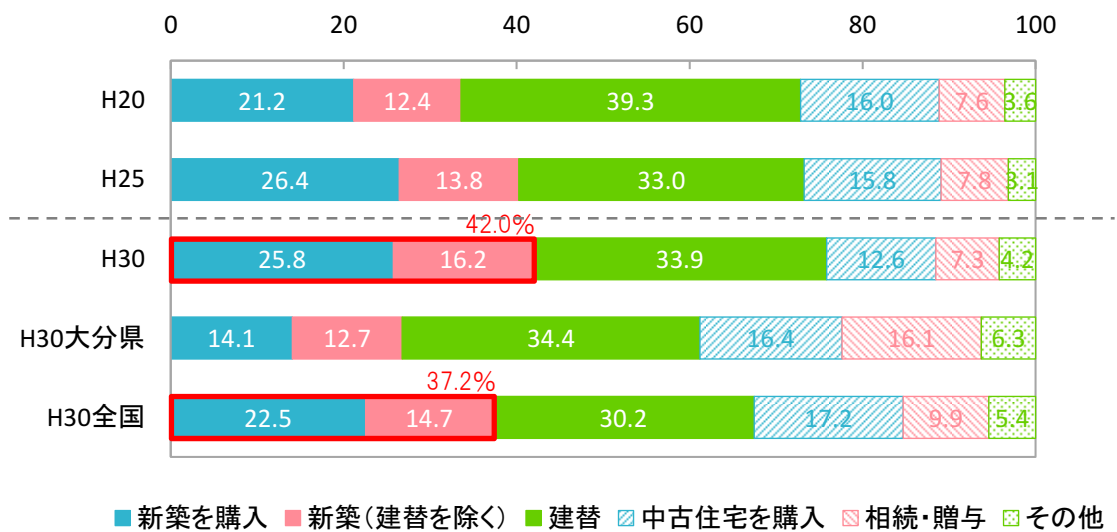


資料：大分市統計年鑑

(8) 持家取得の状況

・持家として取得した住宅のうち、新築は 42%を占めており、中古住宅は 12.6%に留まっています。

■持家の取得区分別割合



資料：総務省統計局『住宅・土地統計調査』（各年）

(9) 公営住宅（市営・県営）

・公営住宅については、適正な管理戸数とするため建替えや除却を行っています。

■過去5年間の管理戸数（各年4月1日現在）

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県営	6,049	5,985	6,015	6,015	6,015	6,015
市営	5,369	5,337	5,377	5,375	5,367	5,248

資料：大分市

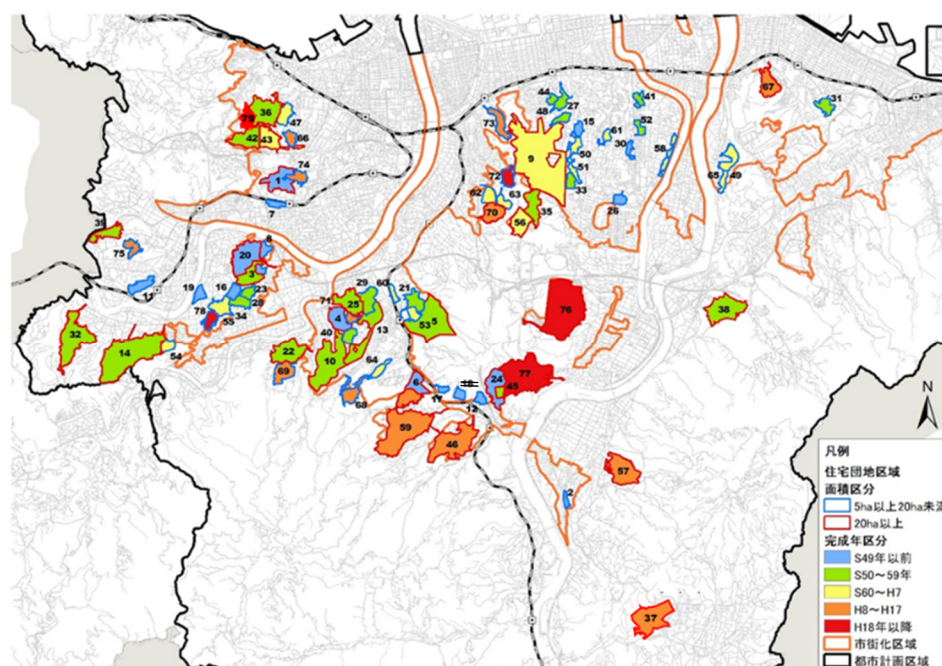
2-1-3 住宅地や災害リスクの状況

(1) 住宅団地等

・市内には、78の住宅団地※があり、開発から40年以上経過したものが半数以上を占めています。

※5ha以上の規模を有する開発住宅団地

■住宅団地位置図

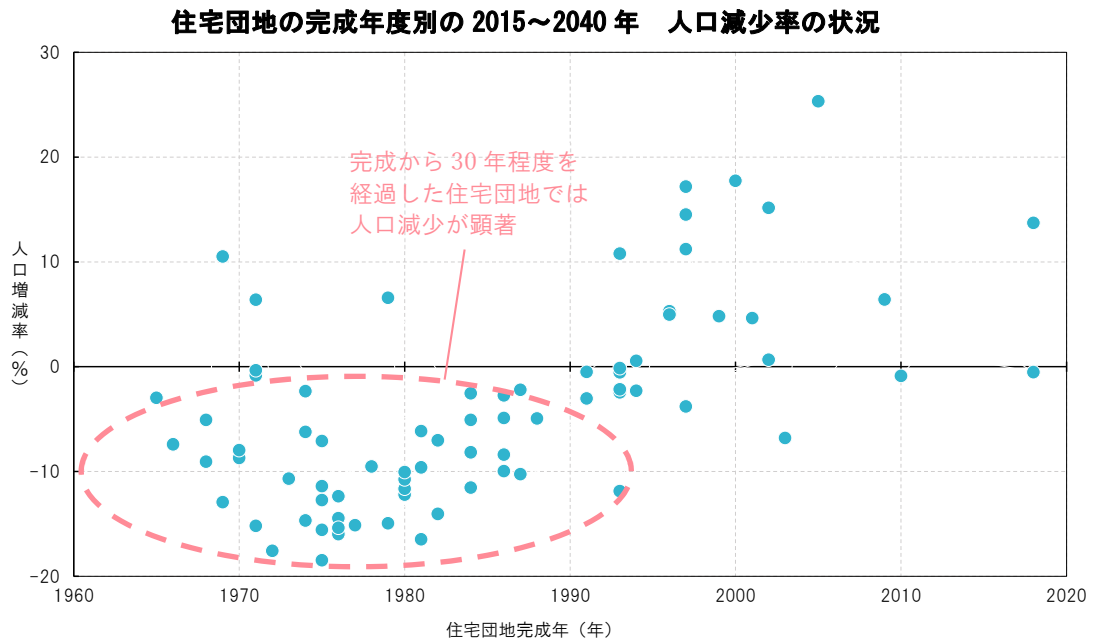


団地番号	団地名称	団地番号	団地名称	団地番号	団地名称
1	城南団地	28	二豊団地	55	モンテベルデ萌葱台
2	戸次前田団地	29	宮崎台団地	56	パークシティ明野
3	宗方団地	30	もりまち団地	57	ウインヒルけやき台
4	光吉団地	31	曙台	58	鶴崎コスモス団地1次～4次
5	敷戸団地	32	緑が丘団地	59	高江ニュータウン
6	旦野原ハイツ	33	明野第2団地	60	サンシャイン敷戸
7	荏隈団地	34	雄城台住宅地	61	サンランドくすのき坂
8	宗方団地(大分バス)	35	ニュー明野タウン	62	トーユータウン藤の台
9	明野団地	36	スカイタウン高崎	63	サンシャインゆめが丘
10	ふじが丘ニュータウン	37	梅が丘・ロングヒルニュータウン	64	ヒルズガーデン花ノ木坂
11	国分ニュータウン	38	宮河内ハイランド	65	リバーサイド若葉台
12	大南団地つつじヶ丘	39	サニータウン学園台	66	パークシティ季の坂
13	寒田団地	40	小原団地	67	望みが丘団地
14	富士見が丘ニュータウン	41	皆春団地	68	ダン・ノーブル・ガーデン美し野
15	猪野団地	42	パークシティ青葉台	69	田尻ニュータウン
16	椿ヶ丘グリーンタウン	43	サンシャイン虹ヶ丘	70	グリーンウッド片島
17	高江グリーンハイツ	44	ニューライフ高城台	71	グランビュー光吉
18	高峯団地	45	住公ひばりヶ丘団地	72	赤坂タウン
19	寿団地	46	判田団地(判田台)	73	ピオガーデン桜坂
20	サニータウン松ヶ丘	47	スカイタウン高尾台	74	はなの森
21	星和台団地	48	明野紅陽団地	75	カームタウン野田
22	田尻グリーンハイツ	49	つるさき陽光台	76	パークプレイス大分公園通り
23	上宗方ニュータウン	50	法勝台団地	77	パトリアル京ヶ丘
24	大南団地ひばりヶ丘	51	ニュータウン明治Ⅱ期	78	カームタウンホノ上
25	西鉄光吉台団地	52	すみれ団地1次	79	グレイスタウン青山
26	久保山団地	53	グリーンタウンニュー敷戸		
27	高城台団地	54	富士見が丘ニュータウン東部		

※18は欠番

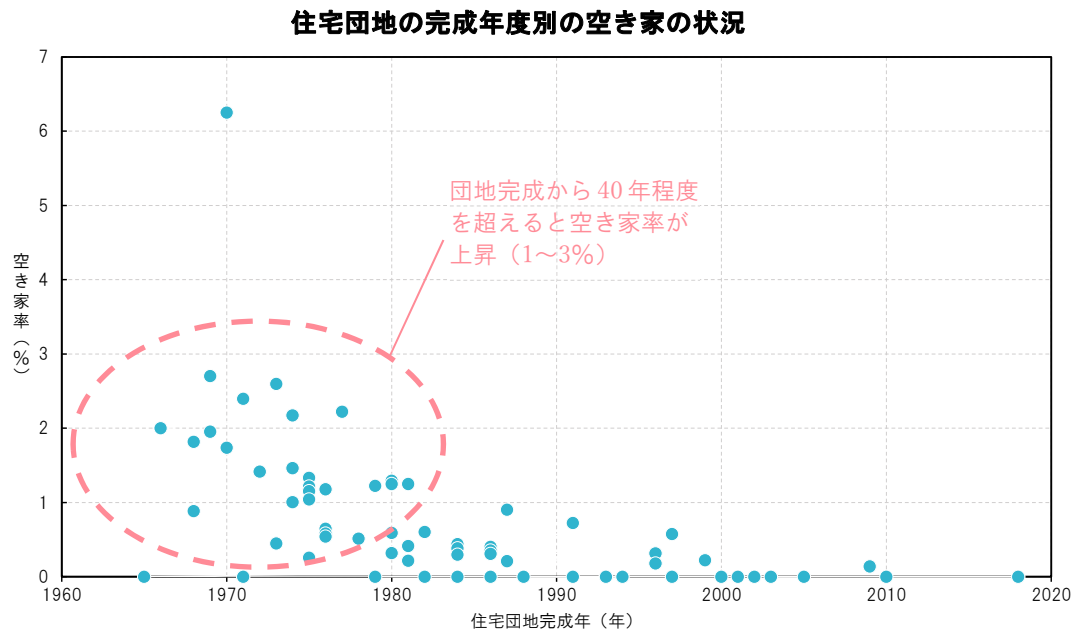
- ・完成から30年以上経過している住宅団地では、人口減少が顕著に現れています。
- ・完成から40年以上経過している住宅団地では、空き家率が上昇しています。

■住宅団地の完成年別人口増減率（2015～2040年の減少率推計値）



資料：大分市

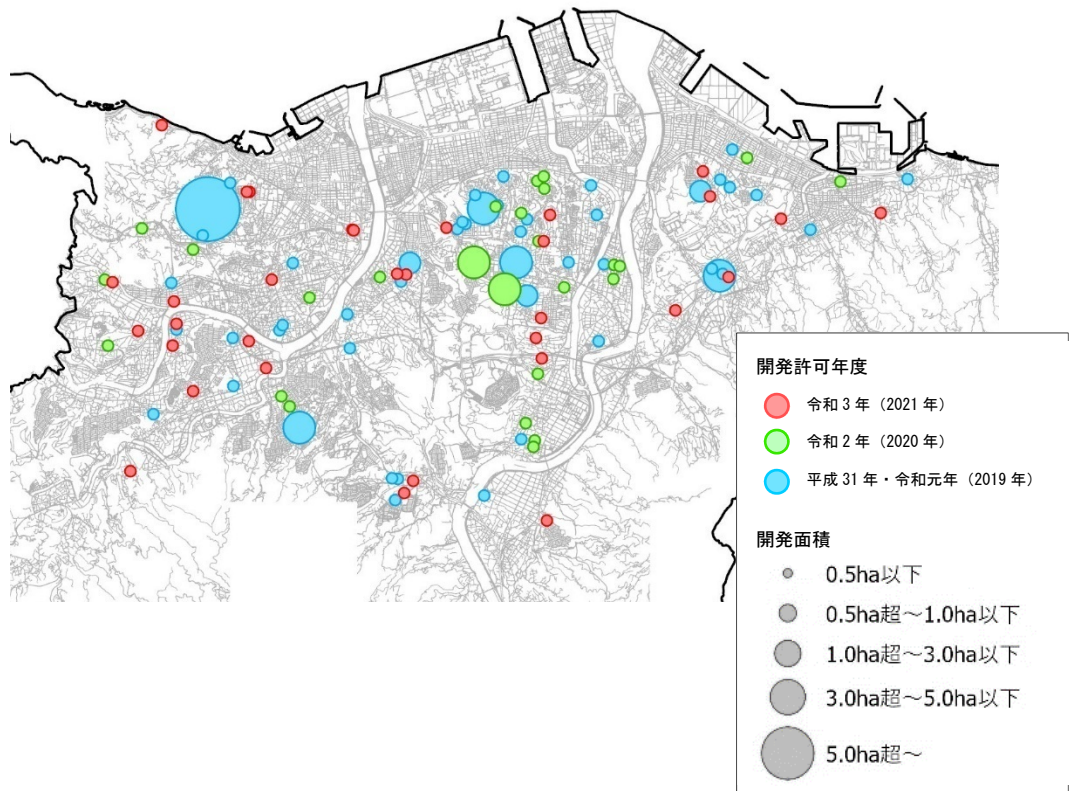
■住宅団地の完成年別空き家率



資料：大分市

- ・平成 31 年度以降の開発団地（専用住宅を含む用途で開発許可を受けた区域）の状況をみると、明野地区や鶴崎地区、坂ノ市地区を中心に市内全体で新たな宅地が供給されています。また、供給されている宅地のほとんどが小規模な開発団地で、平成 31 年度・令和元年度に開発許可を受けた 47 カ所中 39 カ所、令和 2 年度は 26 カ所中 24 カ所、令和 3 年度は 32 カ所すべてが開発面積 0.5ha 以下となっています。

■平成 31 年度～令和 3 年度の開発団地の状況※



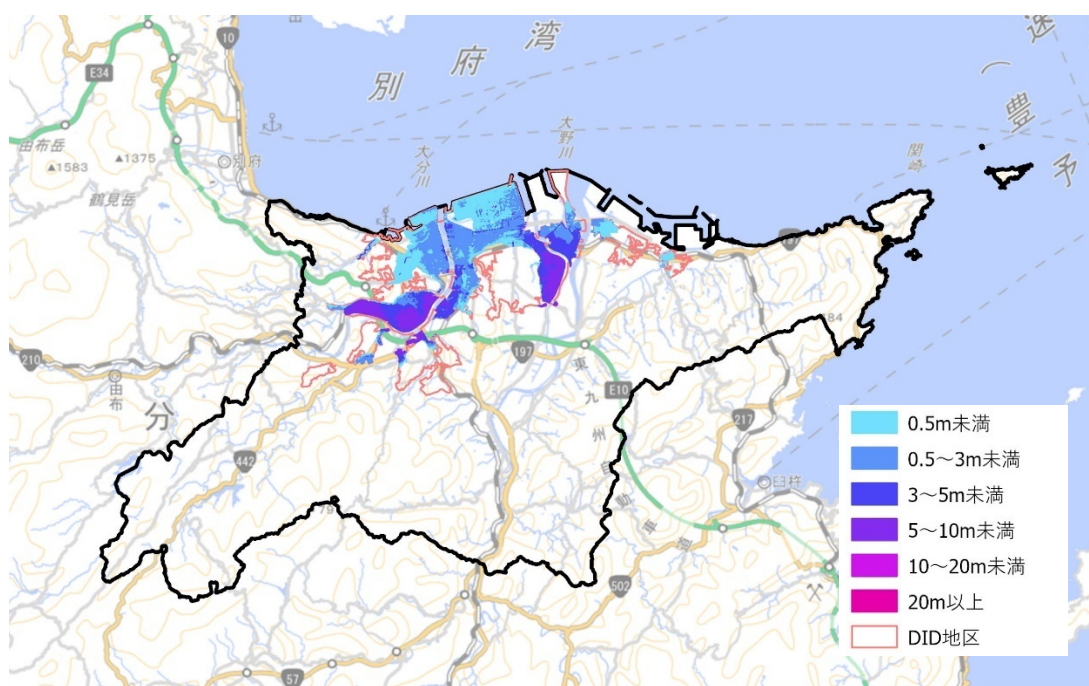
※専用住宅を含む用途で開発許可を受けた区域

(2) 災害リスク

- ・本市では、大分川、大野川の周辺を中心にD I D地区※の約 6 割が洪水による浸水想定区域となっています。
- ・津波による浸水想定では、大分地区、大在地区を中心に1~3m未満、大在地区の一部などで3 mを超える津波が想定されています。
- ・高潮では、大分地区、鶴崎地区を中心に最大で1~3m未満の浸水が想定されています。

※国勢調査の基本単位区を基礎単位として、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地区のこと。

■洪水による浸水想定（想定最大規模※）



浸水深	浸水想定面積 (km ²)	市域に対する割合	DID 内の浸水想定面積 (km ²)	DID 全体に対する割合
0.5m 未満	7.8	1.6%	5.1	8.4%
0.5m 未満~3m 未満	31.3	6.2%	20.8	34.4%
3m~5m 未満	12.5	2.5%	6.9	11.4%
5m~10m 未満	19	3.8%	3.5	5.8%
10m~	0.6	0.1%	0	0.0%
計	71.2	14.2%	36.3	60.1%

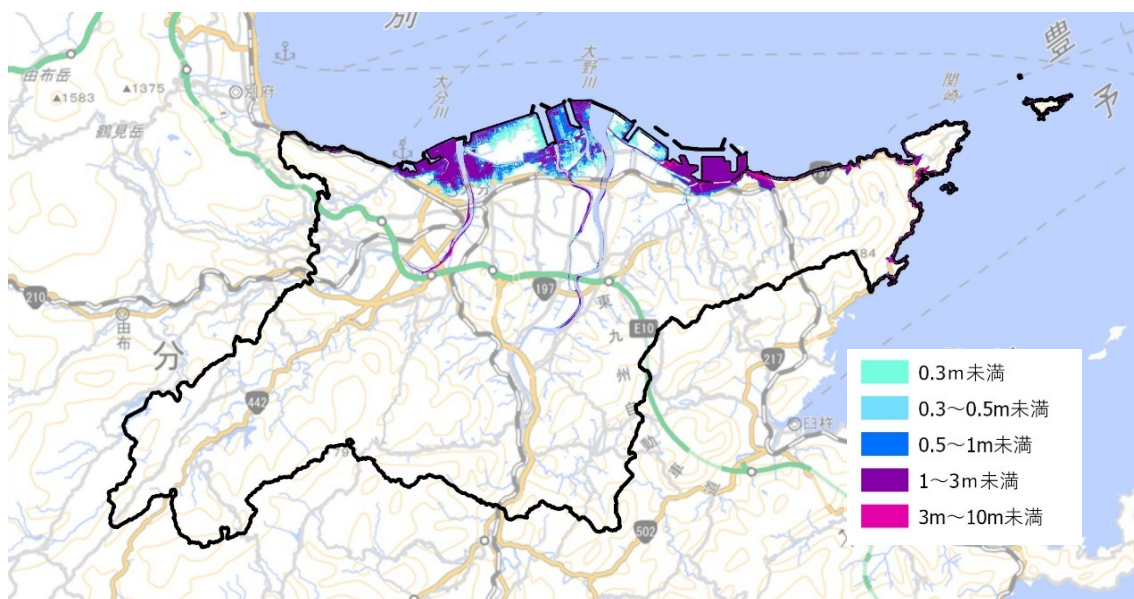
資料：大分市

※大分市の河川の流域に想定しうる最大規模の雨が降った場合

地図の詳細を確認する場合は、以下のウェブページをご覧ください。

(<https://www.city.oita.oita.jp/ol65/kurashi/anshinanzen/1214958872500.html>)

■津波による浸水想定（想定最大規模※）



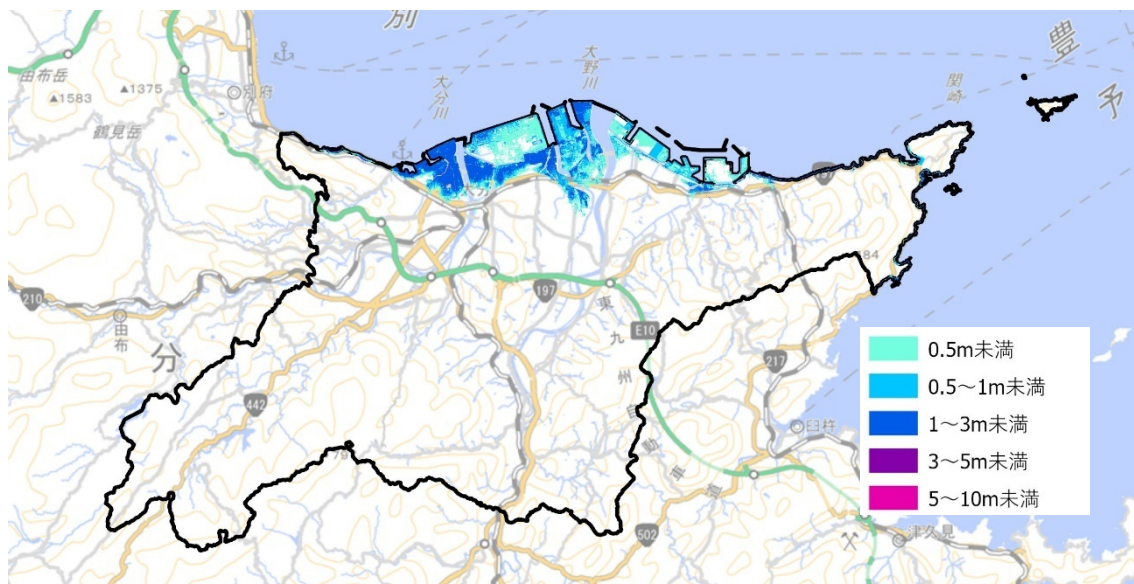
資料：大分市

※南海トラフの巨大地震が発生した場合（堤防が機能しない場合）

地図の詳細を確認する場合は、以下のウェブページをご覧ください。

(<https://www.city.oita.oita.jp/o009/kurashi/anshinzen/1367470455977.html>)

■高潮による浸水想定（想定最大規模※）



資料：大分市

※想定しうる最大規模の台風が発生した場合

（中心気圧は我が国で既往最大規模の室戸台風（昭和9年）の900hPaを想定）

地図の詳細を確認する場合は、以下のウェブページをご覧ください。

(<https://www.city.oita.oita.jp/ol65/kurashi/anshinzen/takashiomap.html>)

■これまでの災害の発生状況と南海トラフ地震の被害想定

〔地震〕

発生年	震源・規模	被害（県内）の概要
平成 26 年	伊予灘 M6.2	国東市、臼杵市、佐伯市、姫島村で震度 5 弱。 大分市、佐伯市で軽傷者各 1 名。
平成 28 年 (熊本地震)	熊本県 熊本地方 M7.3	別府市、由布市で震度 6 弱、豊後大野市、日田市他で震度 5 強。県内で災害関連死 3 名、重傷者 11 名。 住宅全壊 9 棟、半壊 222 棟、一部損壊 8,062 棟
令和 4 年	日向灘 M6.6	大分市、佐伯市、竹田市で震度 5 強。 大分市内 重傷者 3 名、半壊 1 棟、住宅一部損壊 95 棟

〔津波〕

発生年	震源・規模	被害（県内）の概要
昭和 35 年	チリ沖 M9.5	中津 40cm、鶴崎 134cm
昭和 43 年	日向灘 M7.5	大分 22cm、佐賀関 12cm
平成 22 年	チリ沿岸 M8.8	別府港 41cm、大分 30cm
平成 23 年	三陸沖 M9.0	別府港 55cm、大分 42cm、佐伯市松浦 43cm

〔台風〕

発生年	総降雨量	市内の被害
平成 5 年	422mm	死者 1 名、負傷者 9 名、家屋全壊 6 棟、半壊 38 棟、 床上浸水 901 棟、床下浸水 2,713 棟
平成 17 年	375mm	負傷者 3 名、家屋半壊 4 棟、一部損壊 88 棟、 床上浸水 126 棟、床下浸水 375 棟
平成 29 年	313.5mm	負傷者 3 名、半壊 7 棟、一部損壊 29 棟、 床上浸水 55 棟、床下浸水 187 棟

〔南海トラフ地震の被害想定〕

人的被害		建物被害	
死者	負傷者	全壊	半壊
3,405 人	2,509 人	4,688 棟	17,834 棟

資料：大分市地域防災計画

2-2 本市の住生活の課題

(1) 少子高齢化や人口減少への対応

本市の人口は平成27年をピークに減少しています。年少人口は平成以降減少が続いており、令和2年時点で約6.3万人（年少人口率13.6%）となっており、令和22年（2040年）には5.3万人（11.9%）程度まで減少すると見込まれます。一方で、本市の合計特殊出生率は1.54と全国平均（1.33）を上回っているものの、これを維持・向上するため、次世代を担う子どもを安心して産み、健やかに子どもが育つ住環境づくりが求められます。

65歳以上の高齢者人口は令和2年時点で約11.6万人（高齢化率29.8%）で、令和22年（2040年）には15.7万人（高齢化率34.6%）に増加し、その後も高齢化率は上昇すると見込まれます。高齢になっても健やかに安心して住み続けられる住まいづくりが求められます。

また、本市では30歳未満の社会減が続いており、特に福岡県、首都圏に対する転出超過が大きくなっています。ただし、令和2年コロナ禍以降は、九州他県や首都圏に対する転出超過数が縮小しており、近年の地方移住への関心の高まりを好機に県外からの転入増加に資する取組が求められます。

(2) 住宅確保要配慮者への対応

借家に住む高齢者や子育て世帯、低額所得者や外国人等の住宅確保要配慮者は、今後20年程度は約7万世帯で推移する見込みです。

住宅確保要配慮者は住み替えなどの際、保証人がいないことや家賃不払い、孤独死等の不安から、賃貸住宅への入居を制限されることがあります。このため、住宅確保要配慮者が安心して入居できる住まいの確保や見守りなど居住を継続するための支援が求められます。

(3) 自然災害への対応

近年、全国的に集中豪雨や台風による風水害が頻発・激甚化しています。本市はDID地区の約6割が浸水する想定（最大想定規模）となっており、洪水など自然災害に対する住まいの備えが必要です。

また、本市の住宅の約2割は昭和55年以前に建築された耐震性の高くない可能性がある住宅であり、耐震性の向上が求められます。

(4) 地域特性に応じた空き家や高経年マンション等への対応

本市は78の住宅団地があり、本市の人口の約2割がこれらの団地に住んでいます。住宅団地の半数以上が開発から40年以上経過し、開発当初の居住者の高齢化や空き家化が進行しており、空き家対策や住宅の更新、次の世代への継承が課題となっています。

一方、平成17年の合併以前の旧町などでは、世帯数の減少に伴う地域コミュニティの低下への対応や築年数が古い空き家の管理など、地域特有の課題があります。

これらの地域の形成過程や住宅ストック等の特性を踏まえた地域が持続していくための住環境づくりが求められます。

また、本市には市街地を中心に分譲マンションが554棟あり、そのうち65棟(11.7%)が築40年以上経過しており、老朽化するマンションの適正な維持管理が求められます。

(5) 住宅の質の向上や脱炭素社会実現に向けた対応

高齢者の居住する住宅の45.6%において一定のバリアフリー化がされているものの、高度のバリアフリー化率は8.9%と低い水準です。高齢化が進行していることを踏まえ、身体機能が低下しても安心して住宅に住み続けられるよう、居住者のニーズに応じて住宅の質を向上させる取組が求められます。

また、省エネルギー対策をした住宅は21.9%であり、多くの住宅ストックにおいて省エネルギー対策が実施されていません。

一方、わが国では令和32年(2050年)までのカーボンニュートラルの実現に向け、建築物の省エネルギー水準の引き上げなどの取組が進んでおり、住宅におけるエネルギー消費量の削減や脱炭素に資する木材利用等の促進に向けた取組が求められます。

3章 基本的な方針

3-1 基本理念

「大分市総合計画（おおいた創造ビジョン 2024）」が示す、めざすまちの姿（都市像）として「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」が掲げられています。

本市の魅力である豊かな自然、悠久の歴史の中で、市民・行政・民間事業者等が協力して優れた都市環境やより良い住環境をつくり、はぐくみ、次の世代も笑顔で暮らし続けられる大分市を目指して、本計画の基本理念を次のように定めます。

「笑顔輝く持続可能な住生活の実現」

3-2 視点と基本目標

本計画では、市民に分かりやすい計画とするため、居住者、地域、住宅・産業の3つの視点からそれぞれの基本目標を設定し、目標実現に向けた基本施策と主な取組（4章に掲載）を定めます。

また、社会的な課題となっている持続可能な社会の実現に向け、各目標とSDGsとの関係を示します。

① 居住者の視点

住生活の主役であるすべての市民には、それぞれのライフステージに応じた暮らしがあり、そのために必要な住環境があることから、子育て向け住宅の供給やバリアフリー改修の促進など、居住者の視点に立った住環境整備が求められます。また、高齢者や低所得者など住宅の確保に配慮が必要な方には、セーフティネット住宅としての住まいの提供が必要です。すべての市民が安心して健やかで豊かに暮らし続けられる住環境の実現に向けた取組を効果的に推進するため、次の目標を定めます。

基本目標 I：すべての市民が輝く住生活・住環境の実現

SDGs との関係



② 地域の視点

豊かな暮らしの実現には住まいが不可欠であり、生活が営まれている地域の視点も重要です。防災についてはそれぞれの住宅の対策とともに、住宅地や地域で災害につよいまちづくりに取り組んで行く必要があります。また、少子高齢化・人口減少社会では、これからも地域で安心して暮らすための地域コミュニティの活性化や、生活を支える交通環境の向上などの取組が必要です。これらの地域の視点から、次の目標を定めます。

基本目標Ⅱ：安心・安全で魅力あるまちづくり

SDGs との関係



③ 住宅・産業の視点

住宅・住環境整備においては、住宅そのものや、住宅・住環境を提供する産業や体制の視点も重要です。とくに、豊かな地球環境を次世代につなぐために住宅分野でできる取組、良質で長く住み続けられる住まいの供給、現在の住宅ストックを適正な状態で使い続けていくための体制づくりが求められます。これらの状況を踏まえ、住宅・産業の視点から、次の目標を定めます。

基本目標Ⅲ：次世代につなぐ持続可能な住まいづくり

SDGs との関係



■持続可能な開発目標（SDGs）の概要

目標1（貧困）	貧困をなくそう
目標2（飢餓）	飢餓をゼロに
目標3（保健）	すべての人に健康と福祉を
目標4（教育）	質の高い教育をみんなに
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を実現しよう
目標6（水・衛生）	安全な水とトイレを世界中に
目標7（エネルギー）	エネルギーをみんなに そしてクリーンに
目標8（経済成長と雇用）	働きがいも経済成長も
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	産業と技術革新の基盤をつくろう
目標10（不平等）	人や国の不平等をなくそう
目標11（持続可能な都市）	住み続けられるまちづくりを
目標12（持続可能な生産と消費）	つくる責任 つかう責任
目標13（気候変動）	気候変動に具体的な対策を
目標14（海洋資源）	海の豊かさを守ろう
目標15（陸上資源）	陸の豊かさも守ろう
目標16（平和）	平和と公正をすべての人に
目標17（実施手段）	パートナーシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：持続可能な開発のための2030アジェンダ（国際連合広報センター）

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

4章

基本施策

課題と施策の対応関係

		住生活の課題					
		(1) 少子高齢化や人口減少への対応	(2) 住宅確保要配慮者への対応	(3) 自然災害への対応	(4) 地域特性に応じた空き家や高経年マンション等への対応	(5) 住宅の質の向上や脱炭素社会実現に向けた対応	
基本目標Ⅰ 住生活・住環境の実現 すべての市民が輝く	基本施策Ⅰ-1： 安心して子どもを産み 健やかに育つ住環境整備	①子育てに適した住宅への流通・住み替え支援	○	○			
		②市営住宅の子育て向け住宅の供給	○	○			
		③子育てに適した住宅へのリフォームの普及促進	○	○			
		④子育て世帯を支援する環境整備	○				
	基本施策Ⅰ-2： 多様な居住ニーズ等に 応える住生活の実現	①住宅確保要配慮者の住まい供給体制の構築	○	○			
		②市営住宅の整備・適正な維持管理	○	○			
		③障がい者が安心して暮らすためのバリアフリー改修促進		○			○
		④高齢者等に対応する住宅リフォームの普及促進	○	○			○
		⑤移住希望者や新規就業者を支援する環境整備	○				
	基本目標Ⅱ 安心・安全で 魅力あるまちづくり	基本施策Ⅱ-1： 災害につよいまちづくり	①住まいの防災・減災に関する意識の向上			○	
②住宅の耐震化の促進					○		
③市営住宅における災害対策の推進					○		
④住宅地の安全性向上					○		
基本施策Ⅱ-2： 住みたい・住み続けたいと 思える地域の魅力づくり		①地域コミュニティの活性化	○			○	
		②だれもが安心して生活できる生活交通の確保	○			○	
		③空き家の流通促進	○			○	
			○				
基本目標Ⅲ 次世代に つなぐ持続 可能な住まいづくり	基本施策Ⅲ-1： 脱炭素社会に向けた住環境・住まいづくり	①住宅の省エネルギー性能の向上	○			○	
		②市営住宅の脱炭素化に向けた取組の促進				○	
		③木造住宅の供給促進				○	
		④再エネ・省エネ設備の利用促進				○	
		⑤長寿命で使い続けられる住宅の供給	○			○	
	基本施策Ⅲ-2： 安心して住み続けられる 住まいの管理体制づくり	①空き家の適正管理	○			○	
		②分譲マンションの適正管理	○			○	
		③金融機関と連携した住まいに関する金融商品の活用				○	○

大分市住生活基本計画と SDGs の関係

基本目標	基本施策	主な取組	SDGs との関係																
基本目標Ⅰ 住環境の実現 すべての市民が輝く住生活・	基本施策Ⅰ-1： 安心して子どもを産み 健やかに育つ住環境整備	①子育てに適した住宅への 流通・住み替え支援		3			10	11										17	
		②市営住宅の子育て向け 住宅の供給	1	3			10	11										17	
		③子育てに適した住宅への リフォームの普及促進	1	3			10	11										17	
		④子育て世帯を支援する 環境整備	1	3			10	11										17	
	基本施策Ⅰ-2： 多様な居住ニーズ等に 応える住生活の実現	①住宅確保要配慮者の 住まい供給体制の構築	1	3	5		10	11										17	
		②市営住宅の整備・適正 な維持管理	1	3			10	11										17	
		③障がい者が安心して暮らす ためのバリアフリー改修促進		3			10	11										17	
		④高齢者等に対応する住宅 リフォームの普及促進		3				11										17	
		⑤移住希望者や新規就業者 を支援する環境整備			8			11	13									17	
	基本目標Ⅱ 安心・安全で 魅力あるまちづくり	基本施策Ⅱ-1： 災害につよいまちづくり	①住まいの防災・減災に 関する意識の向上		3	4			11	13								17	
②住宅の耐震化の促進				3				11	13								17		
③市営住宅における 災害対策の推進									13									17	
④住宅地の安全性向上																		17	
基本施策Ⅱ-2： 住みたい・住み続けたいと 思える地域の魅力づくり		①地域コミュニティの 活性化	3	5			11											17	
		②だれもが安心して生活 できる生活交通の確保	3	10	11													17	
		③空き家の流通促進			11	12												17	
基本目標Ⅲ 次世代につなぐ 持続可能な住まいづくり		基本施策Ⅲ-1： 脱炭素社会に向けた 住環境・住まいづくり	①住宅の省エネルギー 性能の向上		7				13									17	
			②市営住宅の脱炭素化に 向けた取組の促進		7			9	13									17	
			③木造住宅の供給促進			11	9	13	15									17	
	④再エネ・省エネ設備の 利用促進			7	11			13									17		
	⑤長寿命で使い続けられる 住宅の供給				11	12											17		
	基本施策Ⅲ-2： 安心して住み続けられる 住まいの管理体制づくり	①空き家の適正管理			11	12												17	
		②分譲マンションの 適正管理			11	12												17	
		③金融機関と連携した住まい に関する金融商品の活用	1	3	11													17	

4-1 すべての市民が輝く住生活・住環境の実現（基本目標Ⅰ）

基本施策Ⅰ-1：安心して子どもを産み健やかに育つ住環境整備

出生率を維持・向上させ、子育て世帯に選ばれる大分市となるため、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つことができる住まい・住環境づくりに取り組みます。

<主な取組> ※各取組に対応する事業名等は P37 参照

【重点】

① 子育てに適した住宅への流通・住み替え支援

子育て世帯の持家取得を支援し、既存住宅の流通促進を図るため、一定の性能を有する既存住宅（中古住宅）を取得する場合の購入費用の補助を引き続き実施するほか、戸建ての既存住宅を賃借する場合の支援を検討します。

【充実】

② 市営住宅の子育て向け住宅の供給

入居や応募が少ない市営住宅において、子育て世帯が暮らしやすいリフォームを行い、入居率の向上を図ります。

また、市営住宅の入居者が高齢化していることを踏まえ、市営住宅の建替やリフォームに際して、子育て世帯や若者夫婦世帯などを期限付き入居させるなどにより、入居者コミュニティの活性化を図ります。



③ 子育てに適した住宅へのリフォームの普及促進

子育て世帯の住環境の向上、三世帯同居を支援するため、子ども部屋やテレワークスペースの改修など子育てや三世帯同居のための住宅改修を支援します。



④ 子育て世帯を支援する環境整備

地域の団体等が子ども食堂等の子育て世帯を支援する活動を行う際に利用できる場として、市営住宅の空き戸等の活用を検討します。また、実施した際には、子育て支援サイト naana と連携して、子育て支援情報を発信します。



◀ 公式キャラクター

naana(右) と しいたけ(左)



基本施策 I - 2 : 多様な居住ニーズ等に応える住生活の実現

住宅確保要配慮者の安定した住まいの確保のため、関係各課や居住支援法人、不動産団体等と連携体制を構築します。

また、高齢化の進展や地域包括ケアシステムの推進を踏まえ、高齢者が住み慣れた自宅に安心して住み続けられるような住まい・住環境づくりやライフスタイルに合わせた住み替えを支援します。

さらに、コロナ禍やテレワークの浸透等により地方移住への関心が高まっています。このため、本市で取り組んでいる移住者等の就労・居住支援などを通じて県外からの転入増加に取り組めます。

<主な取組> ※各取組に対応する事業名等は P37 参照

【重点】

① 住宅確保要配慮者の住まい供給体制の構築

高齢者、障がい者、外国人、ひとり親世帯等の賃貸住宅への入居が難しい世帯や入居後の生活に不安がある世帯（住宅確保要配慮者）の課題を解消し、民間の賃貸住宅への入居を促進するため、行政・居住支援法人・不動産団体等が連携し、民間賃貸住宅の賃貸人及び住宅確保要配慮者に対し住宅情報の提供等を行う「居住支援協議会」の設立を検討します。

また、居住支援協議会の活動を通じて、セーフティネット登録住宅の普及促進を図り、住宅確保要配慮者が安心して住める住宅の確保を推進します。



【充実】

② 市営住宅の整備・適正な維持管理

「大分市公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月改定）」に基づき、市営住宅の整備や適正な維持管理を推進し、住宅セーフティネットの中核として、住宅困窮者に住宅を供給します。



令和3年に完成した市営住宅（数戸南 RI 住宅）▶

③ 障がい者が安心して暮らすためのバリアフリー改修促進

障がい者のいる世帯がバリアフリーに対応する住宅改修を行う場合、費用の一部を補助します。

④ 高齢者等に対応する住宅リフォームの普及促進

高齢者世帯のバリアフリーに対応する住宅改修を推進します。

また、三世帯同居による子育ておよび世代間支援ならびに高齢者の暮らしの安全確保を図るため、三世帯同居のための住宅改修を支援するとともに、高齢者の暮らしを支える I o T[※]機器等の活用についても検討します。



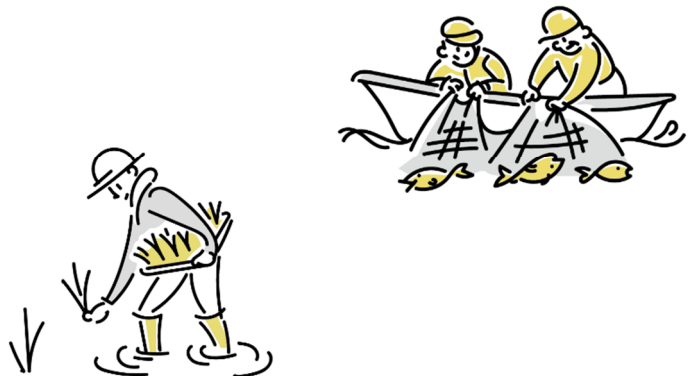
※Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをする仕組み。

⑤ 移住希望者や新規就業者を支援する環境整備

地方移住のニーズに対応するため、大分県外から大分市内への移住者[※]が住宅を取得する場合や新規就業する場合などに給付金を支給します。また、金融機関と連携した移住者向けローンの活用・普及を図ります。

また農林水産業においては、新規就農者に対して賃貸住宅入居者に対する家賃補助や、漁業研修生に市営住宅の空き戸の提供を行っています。引き続き、本市の農林水産業の新規就業者に対する支援策と連携して、住まいの支援に取り組みます。

※転勤・出向等の職務上の理由等でない自己の意思による移住。



4-2 安心・安全で魅力あるまちづくり（基本目標Ⅱ）

基本施策Ⅱ-1：災害につよいまちづくり

全国的に災害が頻発化・激甚化しており、本市においても、今後、南海トラフ地震や、大雨などの大規模自然災害が発生するおそれがあります。

こうした状況を踏まえて、耐震性の向上などのハード面の防災性の向上に加え、「自分の命・財産は自分で守る」といった防災意識の醸成などを通して、住まい・住環境の安全性向上に取り組みます。

<主な取組> ※各取組に対応する事業名等は P37 参照

【重点】

① 住まいの防災・減災に関する意識の向上

洪水により浸水しても復旧しやすい住宅づくりや、防災から災害が発生した後の復旧や再建までの住まいに関する情報を整理し、市のホームページ等で市民に情報発信することで住まいの防災力の向上を図ります。



【充実】

② 住宅の耐震化の促進

地震による被害の防止や軽減のため、「第2期大分市耐震改修促進計画（平成29年3月策定）」（以下「耐震改修促進計画」という。）に基づき、耐震診断や耐震改修費用の補助、住宅所有者や一般市民に対する周知・啓発を通して住宅の耐震化を促進します。



③ 市営住宅における災害対策の推進

市営住宅を活用した避難場所（津波避難ビル）の確保や、防災備蓄倉庫の設置を検討するなど、安心なまちづくりに取り組みます。また、各市営住宅周辺の地域の災害リスクを考慮し、市営住宅において避難訓練等を実施します。



④ 住宅地の安全性向上

危険ながけ地の崩壊による被害を防止するための対策や地震によって倒壊する危険のあるブロック塀等の除却補助など、これまで行ってきた災害に強いまちづくりへの支援を継続し、住宅地の安全性向上を促進します。

基本施策Ⅱ－２：住みたい・住み続けたいと思える地域の魅力づくり

郊外団地を良質な社会資産として将来に継承するよう、維持・再生に取り組みます。

また、「大分市立地適正化計画（平成31年3月策定）」の基本理念である「多極ネットワーク型集約都市」の形成に向けては、市民の多様な暮らし方を尊重しながら、ライフスタイルに応じた居住選択による住み替えなどを通じて、生活利便性・安全性の高い場所に緩やかな居住推奨を図り、だれもが安心して暮らし続けることができる居住環境の形成に取り組みます。

<主な取組> ※各取組に対応する事業名等は P37 参照

【重点】

① 地域コミュニティの活性化

本市では、団地の活性化や、地域全体の交流・連帯感が深まり、地域コミュニティが醸成されることを目的に、ふるさと団地の元気創造推進事業やご近所の底力再生事業に取り組んできました。引き続き、市民主体のまちづくりを推進するためこれらの事業に取り組む、地域コミュニティの活性化を図ります。

【充実】

② だれもが安心して生活できる生活交通の確保



本市では、すべての人が住み慣れた場所で安心して生活できるよう地域公共交通ネットワークの構築に向けて、市民の生活交通である鉄道、バス、タクシー路線の確保・維持を図る取組を進めています。

公共交通の利用が不便な地域では日常生活を支えるデマンド型の乗合タクシーであるふれあい交通運行事業を実施するとともに、路線バスが廃止された地域においては代替交通の運行、中心市街地を中心としたシェアサイクルの実施など、生活交通の確保に向けた事業に取り組めます。

③ 空き家の流通促進

本市では住み替え情報バンクに取り組んでいますが、登録件数が少ない状況です。このため、「第2期大分市空家等対策計画（令和4年3月策定）」（以下「空家等対策計画」という。）に基づき、利活用が見込まれる物件の登録促進やウェブサイトの実質化などを通して住み替え情報バンクの活用を促進します。

また、長期にわたり使用されていない空き家の利活用を促進し、空き家を活用した福祉・文化などの地域拠点の整備を推進します。



4-3 次世代につなぐ持続可能な住まいづくり（基本目標Ⅲ）

基本施策Ⅲ-1：脱炭素社会に向けた住環境・住まいづくり

情報発信や助成により、住宅の省エネルギー性能の向上と再生可能エネルギーの導入拡大を図り、脱炭素社会に向けた住まいづくりを推進します。また、炭素貯蔵効果の高い木材の利用を促進し、温室効果ガスの削減に取り組みます。

＜主な取組＞ ※各取組に対応する事業名等は P37 参照

【重点】

① 住宅の省エネルギー性能の向上

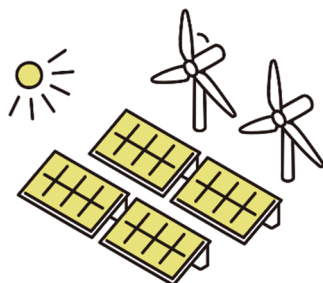
我が国では、令和7年（2025年）にはすべての新築住宅の断熱等級4への適合が義務づけられ、令和12年（2030年）以降はZEH[※]基準相当となる断熱等級5の適合に引き上げられる予定となっています。これらの省エネ基準適合の義務化を見据え、住宅の省エネルギー性能向上やZEHに関する情報を積極的に発信します。

※net Zero Energy House の略。太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅。

【新規】

② 市営住宅の脱炭素化に向けた取組の促進

市営住宅において、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を検討するほか、内装等の木質化や集会所等の低層で小規模な施設の場合は木造化することなどにより、脱炭素化に向けた取組を促進します。



【充実】

③ 木造住宅の供給促進

木造化の推進と大分市産材の積極的な利用を促進するため、大分市産材を使用する新築木造戸建て住宅への助成を継続します。



④ 再エネ・省エネ設備の利用促進

本市では、再エネ・省エネ設備設置費補助事業に取り組んでいます。地球温暖化対策を推進するため、住宅用の再エネ・省エネ設備設置費用に対する補助金の交付を継続します。

⑤ 長寿命で使い続けられる住宅の供給

長期優良認定住宅や長期優良住宅化リフォーム、住宅性能評価等に関して、市のホームページ等における情報発信に取り組みます。



基本施策Ⅲ－２：安心して住み続けられる住まいの管理体制づくり

空き家による周辺の住環境の悪化を防ぎ、既存の住宅ストックの活用を促進するため空き家の適正管理に取り組みます。また、今後本市においても高経年マンションの増加が見込まれるため、区分所有者の高齢化や管理組合の運営など課題の多い分譲マンションの適正管理を推進します。

<主な取組> ※各取組に対応する事業名等は P37 参照

【重点】

① 空き家の適正管理

「空家等対策計画」に基づき、所有者等による適切な管理の促進、周辺の住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却、空き家の活用の促進支援、特定空家等に対する措置、空き家の相談体制の充実等に取り組んでいきます。



大分市空家相談出張窓口の様子 ▶



【充実】

② 分譲マンションの適正管理

今後増加する高経年マンションの老朽化による周辺への悪影響を抑制・防止するため、本計画に基づき「大分市マンション管理適正化推進計画（令和5年3月策定）」を策定し、分譲マンションの適正管理を推進します。



③ 金融機関と連携した住まいに関する金融商品の活用

金融機関と連携・協力し、良好な居住環境の保全と安全で安心なまちづくりを推進するため、空き家解体・活用ローン、移住者向けローンの普及を図ります。

目標ごとの対象取組事業等

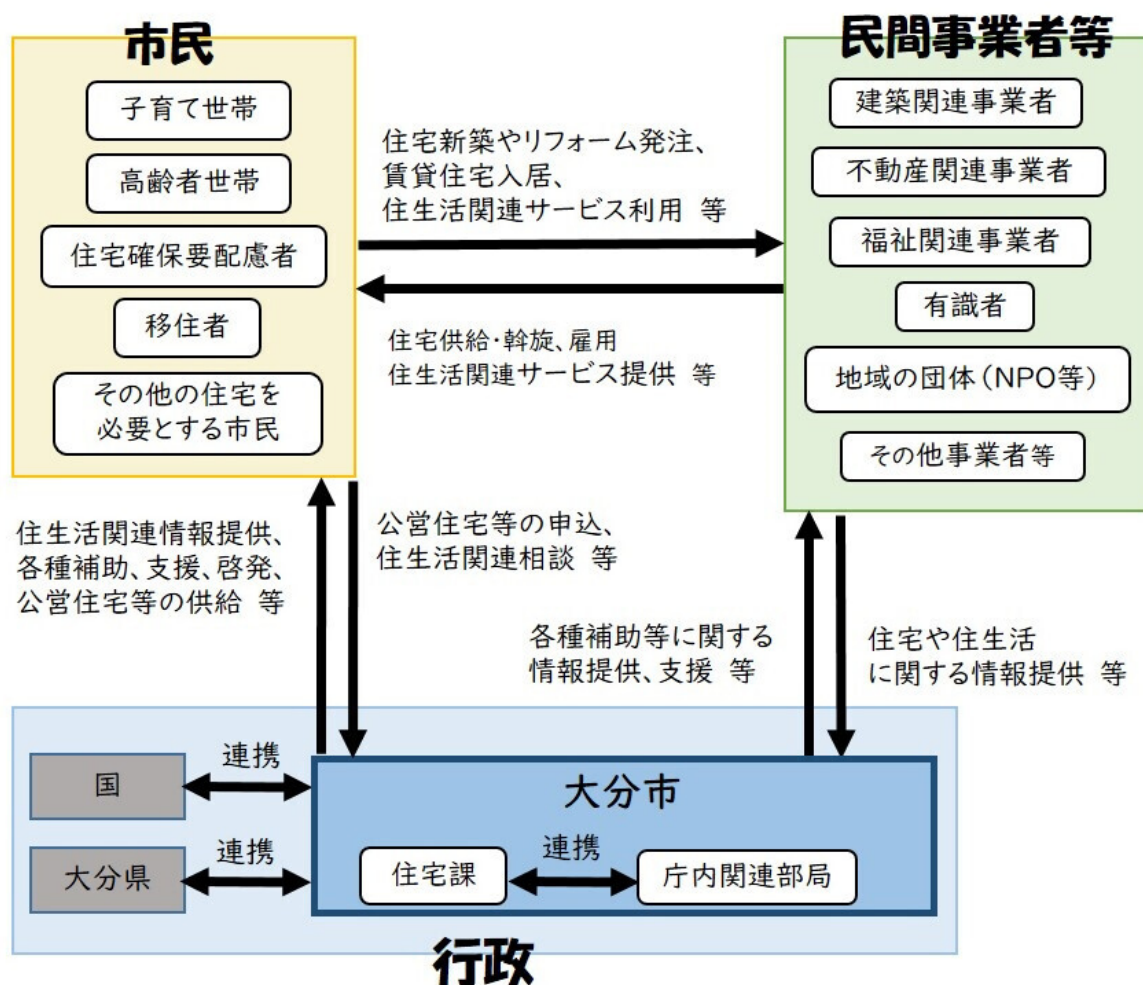
	施策・取組	対応する事業名等(抜粋)	ページ	担当課	
基本目標Ⅰ	<基本施策Ⅰ-1>安心して子どもを産み健やかに育つ住環境整備				
	①	子育てに適した住宅への流通・住み替え支援	・中古住宅で始める子育て新生活応援事業	28	住宅課
	②	市営住宅の子育て向け住宅の供給	・市営住宅における子育て世帯の期限付き入居	28	住宅課
	③	子育てに適した住宅へのリフォームの普及促進	・子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業	29	住宅課
	④	子育て世帯の支援の促進	・子育て支援サイト naana	29	子ども企画課
	<基本施策Ⅰ-2>多様な居住ニーズ等に応える住生活の実現				
	①	住宅確保要配慮者の住まい供給体制の構築	・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度	30	住宅課
	②	市営住宅の整備・適正な維持管理	・『大分市公営住宅等長寿命化計画』に基づく市営住宅における災害対策の推進	30	住宅課
	③	障がい者が安心して暮らすためのバリアフリー改修促進	・在宅心身障害者住宅設備改造費補助事業	31	障害福祉課
	④	高齢期に対応する住宅リフォームの普及促進	・子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業	31	住宅課
			・高齢者住宅改造費助成事業	31	長寿福祉課
	⑤	移住希望者や新規就業者を支援する環境整備	・移住者応援給付事業給付金	31	住宅課
			・移住支援事業に係る移住支援金	31	
・ファーマーズカレッジ事業			31	農政課	
基本目標Ⅱ	<基本施策Ⅱ-1>災害につよまぢづくり				
	①	住まいの防災・減災に関する意識の向上	・防災・減災に関する情報発信	32	住宅課
	②	住宅の耐震化の促進	・住宅耐震化総合支援事業	32	開発建築指導課
	③	市営住宅における災害対策の推進	・市営住宅を活用した避難場所の確保	32	住宅課
			・市営住宅における避難訓練の実施	32	住宅課
	④	住宅地の安全性向上	・既成宅地防災工事等助成制度	32	河川・みなの振興課
			・危険ブロック塀等除却事業	32	開発建築指導課
	<基本施策Ⅱ-2>住みたい・住み続けたいと思える地域の魅力づくり				
	①	地域コミュニティの活性化	・ふるさと団地の元気創造推進事業	33	住宅課
			・ご近所の底力再生事業	33	市民協働推進課
	②	だれもが安心して生活できる生活交通の確保	・ふれあい交通運行事業	33	都市交通対策課
			・シェアサイクル普及促進事業	33	
			・路線バス代替交通(コミュニティバス)	33	
③	空き家の流通促進	・住み替え情報バンク	33	住宅課	
		・空家等改修支援事業	33	住宅課	
基本目標Ⅲ	<基本施策Ⅲ-1>脱炭素社会に向けた住環境・住まいづくり				
	①	住宅の省エネルギー性能の向上	・省エネリフォーム等に関する情報提供	34	住宅課
	②	市営住宅の脱炭素化に向けた取組の促進	・市営住宅の太陽光発電の導入検討	34	住宅課
			・市営住宅の内装等の木材利用促進		
	③	木造住宅の供給促進	・大分市産材利用促進事業	35	林業水産課
	④	再エネ・省エネ設備の利用促進	・再エネ・省エネ設備設置費補助事業	35	環境対策課
	⑤	長寿命で使い続けられる住宅の供給	・長期優良住宅の認定	35	開発建築指導課
	<基本施策Ⅲ-2>安心して住み続けられる住まいの管理体制づくり				
	①	空き家の適正管理	・『大分市空家等対策計画』に基づく空家等対策の推進	36	住宅課
			・空き家対策に関する窓口相談及び出張相談会	36	住宅課
②	分譲マンションの適正管理	・『大分市マンション管理適正化推進計画』に基づくマンションの適正管理	36	住宅課	
③	金融機関と連携した住まいに関する金融商品の活用	・金融機関と連携した金融商品の活用	36	住宅課	

5章 計画の推進方策

5-1 連携体制の構築

基本理念の実現に向けて本計画を円滑に進めるため、住宅関連団体や有識者等と行政との連携体制を構築します。

■連携体制イメージ図



5-2 進捗管理体制

本計画における取組は庁内の多くの課に関係するため、策定に関わった関係各課が、必要に応じて取組や進捗状況に関する協議を行います。協議の内容によっては、専門家や有識者、住宅関連団体等へのヒアリング等を行います。

社会状況の変化その他の事由により計画の重要な変更が必要となった場合には、策定検討委員会の委員等で協議を行い、市民の意向を確認しながら計画の変更を行います。

5-3 成果指標

それぞれの基本施策に対応した成果指標を次のとおり設定します。

■成果指標

基本目標	基本施策	成果指標	現状値	目標値
基本目標Ⅰ すべての市民が輝く 住生活・住環境の実現	基本施策Ⅰ-1： 安心して子どもを産み 健やかに育つ住環境整備	市営住宅の 子育て世帯の入居率 ^{※1}	17.6% (R3年度)	23% (R14年度)
	基本施策Ⅰ-2： 多様な居住ニーズ等に 応える住生活の実現	セーフティネット住宅 登録戸数	4,191件 (R3年度)	5,000件 (R14年度)
		高齢者の居住する住宅の 一定のバリアフリー化率 ^{※2}	45.6% (H30年)	60% (R14年度)
基本目標Ⅱ 安心・安全で魅力 あるまちづくり	基本施策Ⅱ-1： 災害につよいまちづくり	住宅の耐震化率 ^{※3}	86.6% (R3年度)	おおむね解消 (R7年度) ^{※4}
	基本施策Ⅱ-2： 住みたい・住み続けたい と思える地域の 魅力づくり	空き家等の所有者及び 利用者に対する 大分市の支援を利用して 行われた活用の件数	34件 (H29～ R3年度)	160件 (R5～ R14年度)
基本目標Ⅲ 次世代につなぐ 持続可能な住まいづくり	基本施策Ⅲ-1： 脱炭素社会に向けた 住環境・住まいづくり	省エネルギー対策を 講じた住宅の比率 ^{※5}	21.9% (H30年)	33% (R14年度)
	基本施策Ⅲ-2： 安心して住み続けられる 住まいの管理体制づくり	老朽危険空き家等に対する 大分市の支援を利用して 行われた除却件数	54件 (H29～ R3年度)	200件 (R5～ R14年度)
マンション管理の適正化の ための情報等を提供する セミナー・相談会等の 開催回数		2回 (R4年度)	20回 (R5～ R14年度)	

※1 子育て世帯：18歳未満の子どもを含む世帯

※2 一定のバリアフリー：手すり2ヶ所以上または段差のない屋内

※3 住宅の耐震化率：新耐震基準（昭和56年改正）を満たす住宅の割合

※4 「耐震改修促進計画」で定める目標及び達成年度

※5 省エネルギー対策を講じた住宅：全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している住宅